環境社会配慮助言委員会
第183回　全体会合

日時　2026年10月5日（月）13:59～17:10

場所　JICA本部2階202会議室及びオンライン

（独）国際協力機構

助言委員

東　佳史	立命館大学　政策科学部・大学院　教授
阿部　貴美子	実践女子大学　人間社会学部／明治学院大学大学院　社会学研究科 非常勤講師
石田　健一	元東京大学　大気海洋研究所　海洋生命科学部門　元助教
小椋　健司	元日本高速道路インターナショナル株式会社　元プロジェクト担当部長
鎌田　典子	一般財団法人　自然環境研究センター研究本部　上席研究員
衣笠　祥次	株式会社三菱 UFJ 銀行　経営企画部 サステナビリティ企画室　環境社会グループ　次長
源氏田　尚子	公益財団法人　地球環境戦略研究機関（IGES） 東京サステイナビリティフォーラム　フェロー
重田　康博	宇都宮大学　国際学部／国際協力 NGO センター　元教授／政策アドバイザー
清水谷　卓（※）	周南公立大学　研究・地域・産学連携推進機構　准教授
鋤柄　直純	一般財団法人　自然環境研究センター研究本部　元研究主幹
鈴木　和信	日本大学　国際関係学部　教授
鈴木　克徳	金沢大学　環境保全センター　元教授・センター長
谷本　寿男（※）	恵泉女学園大学　人間社会学部　元教授
二宮　浩輔	山梨県立大学　国際政策学部　元教授
長谷川　弘	広島修道大学　名誉教授
林　希一郎	名古屋大学　未来材料・システム研究所　教授
原嶋　洋平	拓殖大学　国際学部　教授
東　智美	埼玉大学　教養学部・大学院人文社会科学研究科　准教授
山岡　暁	宇都宮大学　地域デザイン科学部　客員教授

敬称略、五十音順

（※）会議室参加

JICA

池上　宇啓	審査部　環境社会配慮監理課　課長
西井　洋介	審査部　環境社会配慮審査課　課長
安元　彩佳	審査部　環境社会配慮審査課兼監理課
三戸森　宏治	東南アジア・大洋州部　東南アジア第二課　課長
小松　鮎実	東南アジア・大洋州部　東南アジア第二課

調査団

広田　浩介	株式会社三祐コンサルタンツ
志賀　あゆみ	株式会社三祐コンサルタンツ
北尾　理恵	株式会社三祐コンサルタンツ

開会 13:59

〇池上　皆様、こんにちは。審査部事務局の池上です。

時間1分前でございますけれども、ご予定されている方、皆様入られたようですので、会議のほうを始めさせていただければと思います。

冒頭、音声確認させていただければと思います。私の声が届いてましたら、リモートの方どなたか、サインを送っていただけると幸いです。はい、ありがとうございます。

では改めまして、環境社会配慮助言委員会全体会合にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日、奥村委員、柴田委員、田辺委員からご欠席の連絡をいただいておりますので、総勢19名での開催となります。うち、清水谷委員と谷本委員には会議室にお越しいただいております。他の17名の皆様、リモートという形で進めさせていただければと思います。

なお、衣笠委員は16時からのご参加、それから二宮委員は15時まで、東（ひがし）委員については15分ほど遅れて参加ということでご連絡いただいております。

冒頭、定例で恐縮ですけども、お願い事項のほう、ご説明させていただきます。

まず、参加者の皆様、逐語録を作成しますので、必ず名前を名乗っていただいてから、林委員長の指名を待って発言をお願いします。また、発言については、質問かコメントかを明確にしていただくとともに、JICA宛か委員宛かもお伝えいただけると幸いです。

なおJICA宛の場合には、本日コンサルタントの方にも参加していただいていますけど、事業部宛、審査部宛、または調査団宛といったところまでご指定いただく時があります。けれども、これについてはJICA宛とだけお伝えいただければ、こちらのほうで適宜回答者を割り振らせていただきます。

また、会議室からご参加の清水谷委員と谷本委員におかれましては、マイクのほうを使っていただきまして、発言される時にオンにして、発言が終わったらオフということでお願いします。

また、会議室から挙手される場合には、こちらのほうに知らせていただければ、我々のほうで代わりに挙手機能を使わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、オンラインの皆様については、これもいつもどおりですけど、ハウリングするため、事務局の設定で一律ミュートにしておりますので、発言される際にミュートを外して、可能であれば、画面のほうもオンにしていただければと思います。また、発言が終わりましたら、以上です、とお伝えいただき、速やかにミュートしていただけましたら幸いです。

では、長くなりましたけど、この辺で林委員長のほうにマイクをお渡しさせていただければと思います。よろしくお願いします。

〇林委員長　はい、林ですが、聞こえていますか。

〇池上　はい、聞こえております。

〇林委員長　じゃあ、第183回のJICA環境社会配慮助言委員会を始めたいと思います。

まずは、ワーキングスケジュールの確認ということで、JICAのほうから簡単にご説明いただけますか。

〇池上　はい、では、10月のところだけですけども、10月23日、運用見直しのワーキング第5回を予定しております。

それから、個別案件のワーキングも10月26日月曜日に、バングラデシュ外国直接投資案件につい

て予定しており、また、10月中に3件目ということで、10月30日の金曜日、運用見直しの第6回ワーキング、GHG排出量の推計の方法などについて、というのを予定しております。

その後、11月6日、約1か月後に次回の全体会合という予定となっております。

こちらから以上となります。

○林委員長　ありがとうございました。

細かい個人のご予定等につきましては、変更等あれば事務局のほうに遅くならないタイミングでご連絡いただければなと。

その他、何か重要な点でお気づきの点があればお願いします。特になければ。よろしいですか。

では続きまして、議題の3、ワーキンググループ会合報告及び助言文書確定ということで、9月7日に行われたカンボジアの件、阿部委員が主査です。

じゃあまず、ワーキングのスコーピング案に対する助言及び論点についてのご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○阿部委員　はい、林委員長、ありがとうございます。

このワーキンググループで、私、主査の阿部です。

9月の7日の月曜日に行われましたワーキンググループにご参加いただいた委員の皆様は、奥村委員、鎌田委員、鈴木和信委員、これらの方々に加えまして、私の合計4人となります。

案件のほうですが、名前が書いてございますように、カンボジア国灌漑・排水施設改良事業、協力準備調査、有償案件でスコーピング案に対する助言を検討したということになります。

事業の概要については、既に全体会合にて、JICAさんのほうからご説明いただいたんですけれども、私のほうからさっとまたご説明させていただきます。

こちらの案件ですが、名前のとおり灌漑・排水施設を改良しまして、農家の収入向上に繋げるといった案件でございます。

カンボジアは農業に従事する方が、まだかなり多くいらっしゃいますけれども、農家の平均収入が低く、なかなか収入向上が進まないということで、この灌漑の改良事業によって農家収入の向上を図るというところを目指しております。

そしてまた、近年では地球温暖化によって、極端な雨不足やあるいは豪雨、その結果としての洪水なども起きているというところがございます。

本件の事業の実施場所になりますけれども、2箇所ございます。1箇所目が首都のプノンペンの近隣のタケオ州というところになります。で、タケオ州、プノンペン近隣と申しましても、タケオの州都、そしてまた、プノンペンと接する辺りからはかなり離れている農村地域ということが言えます。

もう一つの場所ですけれども、バンテイメンチェイというタイと国境を接する州と、その隣にあるシェムリアップ州というところの、ちょうどこの州の境目というところになります。

シェムリアップ州はカンボジアでは有名なトンレサップ湖というものの、北側のほうのかなりの部分を占める場所となります。

で、こちらの灌漑施設ですけれども、ポルポト政権時代にかなり技術的にも人力的にも無理をして造ったというところもございまして、壊れている部分もかなりあって、それが放置されているというところで、これを改良するというところをこのプロジェクトでは目指しております。

少し離れますけれども、9月の末にカンボジアとタイで洪水が起きたそうです。人道支援関係の、

私、ウェブサイトで見たんですが、どうやらこの対象地域の辺りも洪水が出たようなんですけれども情報が少なく確認ができておりません。

もしJICAさんのほうで何かわかっていることがあれば、後で教えていただければありがたいと思います。

では、長くなりましたけれども、助言案の説明に移ります。

助言の1ですけれども、全体事項です。こちらは3名の方から提案がございました。こちらなんですけれども、灌漑や排水施設の改良事業を行うということで、作付面積が増えるということを想定しております。それによって農薬や化学肥料の使用も増えるだろうというところで、こちらの助言が出てきております。

農薬・化学肥料の適正使用が行われるような指導について、最終的な対応方針をDFRに記載することというところになっております。

2点目でございます。2点目は、先ほど申し上げました二つの地域のうちのトンレサップ湖のほうに近い地域のところについて書いてございます。

こちらの地域なんですけれども、一応、地域名を申し上げます、SS地域ということになります。SS地区の事業実施による地下水への影響と、取水量の増加による下流のKBA、ラムサールのサイトを含んでおりますトンレサップ生物圏への影響は軽微であるという認識を、本事業では得ているということですので、認識に至った理由を全流域面積と事業実施後のSS地区の作付予測面積や流量変化、スレーン川の河川維持流量等の指標を具体的に用いて記載すること。また、それに基づいて環境社会配慮評価の実施の有無を判断したことをDFRに記載することということでございます。

追加的に説明いたしますと、先ほど申し上げましたように、この事業実施では、下流のKBAとトンレサップの生物圏への影響、水量と地下水の面でございますが、軽微であるという認識があったということで、その認識に至った様々な数量的な調査の結果を、ぜひDFRに詳しく記述していただきたいというところでございます。

今ちょっと読んでみたり、会議始まる前に読み直してみたんですけれども、文章を直したほうがいいところが何箇所かあるように気がつきましたので、ぜひ皆様からご意見いただきたいと思います。

次に参りまして、代替案検討で3です。TLという地区に貯水池が整備されます。これはTL地区というところの貯水池整備によるTL地区の下流域への影響について、水収支の計算等を行い、営農を通じた生計に支障のない放流量を把握し、運営上もそれに基づいて放流量が調整されることをDFRに記載することというものです。

次に参ります。社会配慮として4です。本来は政府用地とされる土地で、恒久的及び仮設構造物を所有している、または稲作をしている住民が用地取得や住民移転の対象になった場合に、住民の土地利用の経緯と所有、補償についての認識を調査し、土地登記簿を確認して、その結果をDFRに記載すること。これらの住民に経済的損失が生じる場合には、生計回復手段を講じるよう実施機関に働きかけること、という内容になっております。

こちらについて補足的に説明申し上げますと、カンボジアはポルポト政権が支配した時に、土地を民間から強制的に収用したということがございます。で、収用された土地は政府用地ということですけれども、その土地にまた住民たちが、仮設構造物を造って所有をしていたり、稲作を行って

いるというところがございますけれども、今回、案件によって、こちらの方々に経済的損失が生じる可能性があるかもしれないというところで、今申し上げたような過去の長年にわたる経緯等についてきちんと確認をしていただいて、それを双方で確認したうえで、経済的損失が生じる場合には、生計回復手段を講じるように、実施機関に働きかけていただきたいという要望をこちらの助言にいたしました。

最後になります。ステークホルダー協議・情報公開です。供与による農家間とジェンダー間の経済的格差拡大を回避するため、経済的に脆弱な農家と女性が世帯主である農家、出稼ぎにより女性や高齢者が主たる農業従事者である世帯の農家水利組合（FWUC）への積極的な参加と、参加負担が軽減されるように実施機関に働きかけること。こちらの内容を助言案といたしました。

引き続いて、論点のほうに行ってよろしいでしょうか。

○林委員長　はい、お願いします。

○阿部委員　では、論点のほうを読ませていただきます。

この案件のワーキンググループでは、外部要因というところについて、どのようにこの環境社会配慮に反映させるのか、させないのか、どこまで反映させるべきか、などといったようなことが話されました。で、こちらのほうを論点に反映させていただきました。読ませていただきます。

委員から、干ばつや廃棄物の不法投棄に伴う水質悪化など、当初想定されていなかった外部要因による影響や、それへの対応を、事業の評価・管理対象としてどの範囲まで取り込むべきか、整理する必要があるとの指摘があった。具体的には、これらの影響に関する継続的なモニタリングを検討すべきとの意見が示された。

本事業では、運営・維持管理体制の構築や、能力強化に向けたソフトコンポーネント等による技術支援が検討されているが、外部要因に個別事業のみで対応することには限界があることから、案件形成の初期段階から上位計画や関連施設との整合・連携を図りつつ、環境社会配慮型のプロジェクト形成を戦略レベルで検討すべきとの意見があった。

これに対しJICAから、当該影響が事業に起因するものではなく、当初想定されていなかった外部要因によるものである場合、原則として、事業において検討する環境社会影響のスコープには含まれないとの説明があった。

一方、当該外部要因による影響が、事業による環境社会影響と密接に関連する場合には、その影響の程度、事業との関連性、事業主体による管理の可能性等を踏まえ、付加的な対応として、実施機関への働きかけや技術支援等の実施可能性を検討し得る旨の回答があった、という論点案をいただいております。

こちらのようになっております。

以上です。

○林委員長　ありがとうございました。

参加されたその他の、奥村委員は今日ご欠席ですか。鎌田委員、鈴木委員、補足の説明があればよろしくお願いしたいんですけども。

鎌田委員、お願いします。

○鎌田委員　委員長、ありがとうございます。また、阿部主査、ご説明いただきありがとうございます。

論点についてのみ、少し補足させてください。
この論点、私の最初の質問が起点で生まれた論点なんですけど。
先ほど阿部主査からもご説明があったとおり、本事業、灌漑整備では、貯水池やコミュニティ・ポンドを何箇所か整備することになっておりまして、その新設もしくは改良された貯水池、コミュニティ・ポンドの供用後の水質のモニタリングが実施なしとなっていたところが気になって、私からここはしなくて良いんですかという質問からこの議論がありました。
で、私自身、この論点にすごく納得しておりまして、このプロジェクトで何か物を造った後、例えば外部要因、ここで書いてある、極端な例だと不法投棄なんかで、水質が悪化した場合の責任の所在というのはJICAにあるんですか、ということなどを確認させていただいて、外部要因として扱う。
で、JICAさんに取りまとめていただいたとおり、ソフトコンポーネントだったり、実施機関への働きかけなどを検討するというご回答がありましたので、私自身、この論点で良いかなと思っております。
補足でした。ありがとうございます。
○林委員長　ありがとうございました。
鈴木和信委員、よろしくお願いします。
○鈴木（和）委員　ありがとうございます。阿部主査、どうもありがとうございました。
特段コメントはございませんが、この論点ですけども、どこまでを外部要因とするかとか、どこまで外部要因を内部化するかとか、とても難しいって話がありました。
ここに書いてるとおりで、案件を作る時とか、あるいは採択の初期段階から、上位計画とか関連政策との、いかに整合性とか連携を図りながら環境社会配慮型のプロジェクトを作っていくか、本当に難しいところだと思いますけども、こういう論点があったことは、今後に繋がるのかなとちょっとだけ思いました。
以上です。ありがとうございました。
○林委員長　ありがとうございました。
主査に一つお聞きしたいんですけど、今日の添付資料の中に、奥村委員からの質問、別添資料みたいのが付いてるんですけど、こちらは説明はなくてよろしいですか。
○阿部委員　すみません、林委員長、私への質問ということになりますでしょうか。
○林委員長　奥村委員の、一応添付資料ってなっていて。JICAの他の農業関係の技術・協力プロジェクトや他のドナーの農業関連プロジェクトの情報。
これはいいってことですか。いいってことですね。じゃあOKです。
○阿部委員　はい、そのような扱いでお願いいたします。
○林委員長　はい、わかりました。
じゃあ参加の委員の方々からご意見いただきたいところですけども、いつものように3人一塊でということで、まずお伺いしたいと思います。
東（あずま）委員、よろしくお願いします。
○東（佳）委員　はい、東（あずま）です。聞こえますでしょうか。
○林委員長　はい、聞こえます。
○東（佳）委員　それでは、ちょっとお聞きしたいんですけど、調査団への質問ですけども、このシ

ェムリアップとの境のプロジェクトなんですけども、この地区、今年の大雨で本当に冠水したのかどうか、それか、あるいは、トンレサップから、雨期にグーッと上がってくる水によって冠水しているのか、どっちなんでしょうか。

というのは、トンレサップ周辺の生態系と、この辺の生態系って全く別だと思うんです。

私もこの地区は何度か行ったことありますけれども、トンレサップ周辺の農業っていうのは、スロバとかスロプラーって言って、水位の違いによって、稲とか、畑の作物の位置を変えていくっていう、そういう農業なんですけども、この地区は全く違いますよね。

これ調査団への質問です。

以上です。

○林委員長　はい、ありがとうございました。

続きまして、石田委員、お願いします。

○石田委員　私は助言の2番について、ちょっと質問があるんです。

非常に詳しいことを調べて書いてくださいっていう助言だというふうに受け取りましたが、これ、もう少しバックグラウンドを知りたいなと思ったんです。

例えば、全流域面積と事業実施後の作付予測面積や流量変化、スレーン川の河川維持流量等の指標を具体的に用いて記載することって、こういうことを要求される背景というか、委員会が考えられた理由と懸念されているところをちょっと教えていただきたいんです。

以上です。

○林委員長　はい、ありがとうございました。

続きまして、源氏田副委員長、よろしくお願いします。

○源氏田副委員長　ありがとうございます。源氏田です。

今の助言2について、阿部主査に質問です。

この助言2の3行目のところ、スレーン川の河川維持流量等の指標を具体的に用いて記載することとなっているんですけれども、これはどこに記載をさせるという意味なのかというのを確認させてもらえればと思います。

DFRに記載することと、他は全部書いてあるので、ここもDFRに記載するということなのかなと思ったんですが、そうであれば、ここもDFRに記載することというふうにしたほうがいいかなと思いました。

以上です。

○林委員長　はい、ありがとうございました。

では、とりあえず1回3人区切りということで、最初の質問は調査団の方ということなので、JICAさんサイドで、お答えをよろしくお願いします。

○小松　ありがとうございます。まず初めに、東南アジア第二課の小松と申します。

今の東（あずま）委員からのご質問に対しては、オンラインで参加されております調査団の広田様からお答えをさせていただきたいと思います。

広田様、どうぞよろしくお願いいたします。

○広田氏　はい、調査団の広田です。お世話になります。

初めの質問なんですけど、この地域が、トンレサップの水位上昇によって洪水が起こる地域かと

言いますと、ここの地域はそうではなくて、上流から流れてくるスレーン川、その増水によって、この辺は冠水する地域ということになります。
　これで答えになってますでしょうか。
　以上です。
○林委員長　ありがとうございました。
○東（佳）委員　よろしいですか。
○林委員長　はい、東（あずま）委員、よろしくお願いします。
○東（佳）委員　つまり生態系が違うんでしたら、トンレサップというのは外したほうがいいんじゃないでしょうか。
　以上です。
○林委員長　これは助言の2ということですか。
○東（佳）委員　はい、そうです。
○林委員長　助言の2のところの2行目のトンレサップ生物圏への影響は軽微であるって、ここの部分を除くって、そういうことですか。
○東（佳）委員　はい、ここは生態系的に全く別だと思うんです。ですから、そっちのほうがいいと思います。
　以上です。
○林委員長　じゃあこちらは除いたほうがいいということですね。わかりました。ありがとうございました。
　二つ目の石田委員からのご説明ですが、これは主査のほうですか。よろしくお願いします。
　2番目、3番目、両方です。
○阿部委員　はい、ありがとうございます。
　すいません、今の東（あずま）委員のコメントについてお伺いしたいんですけれど、2の助言の1行目のKBA、ラムサールサイトを含むというこちらのKBAについては、このまま残しても生態系ということで捉えた場合には、ちゃんとこの意味として通っているということになりますでしょうか。トンレサップだけがという。
○東（佳）委員　これは、東（あずま）に対するご質問ですか。
○阿部委員　そうです。
○東（佳）委員　はい、恐らく、上のほうから流れてくるんですから、トンレサップだけを外していいんじゃないでしょうか。KBA、生物圏への影響ということで。
　以上です。
○林委員長　はい、ありがとうございました。
　ということは、トンレサップという言葉を外すというご提案ですね。
○東（佳）委員　はい、そのように。
○林委員長　生物圏は残すということですね。
○東（佳）委員　そうですね。生物圏ですかね。これは生態ですか、生物ですか、それとも植生ですか。
○鎌田委員　阿部主査、いいでしょうか。鎌田です。

これ、トンレサップ生物圏保全地区の話ですよね、抜けているだけで。
なので、個人的な意見を言わせていただくと、下流にある保護地域として並列しておいても良いんではないかなと思います。保護地域の名前ですので。
以上です。
○林委員長　ありがとうございます。
トンレサップ生物圏保護地域への影響は軽微であるというふうに修正しては、ということですけども。
東（あずま）委員、よろしいですか。
○東（佳）委員　あまりにもトンレサップ湖っていうのが、雨期でも乾期でも、雨期で水が上がってくる場合でも離れてるんではないんですか。
そして、トンレサップの水鳥、あるいはナマズ類っていうのが、その辺りまで進出してくるんでしょうか。これは基本的な学問的な問いですけど。
以上です。
○林委員長　はい、鎌田委員、その辺はどうでしょう。
○鎌田委員　生き物の動きの関係までは私も把握できていないんですけど、今一度、地図、位置関係を見せていただいてもいいでしょうか。
場所的に50㎞ぐらい離れていた気がするんですけど、水の流れとして、今回のSS地区からKBAを通って最終的にトンレサップ生物圏保全地区にたどり着くということで、併記されたのではないかと思います。
阿部主査の意図もそうだったのかなと。
やっぱり下流域なので、何らかの影響があってはいけないということで。これです。
○林委員長　トンレサップ湖。そういうことですか。
○阿部委員　ちょっといいですか。
今回、読ませていただいたこの報告書の中で、このKBAというところと、トンレサップ生物圏保存地域というところに対する影響といったところの、あるかないかなどというところが、何箇所かにわたって出ておりまして、それで川の流れに沿っているというところで、KBAと、このトンレサップ生物圏保存地域というものを、助言案に書かせていただいております。
ですので、ここだけではなくてということが言えるかと思うんですけれども。この案件の中での扱いという意味では。
○林委員長　このスレーン川というものがちょっと薄くて見えないですけど、KBAとトンレサップ生物圏保存地域を経由して、トンレサップ湖に流れてるってことなんですか。
○小松　すみません。東南アジア第二課の小松です。
はい、今の委員のご認識のとおりでございます。
○林委員長　はい、わかりました。
このあたりですけども、少し後でもう1回戻ってきてということで、最後にもう1回確認の時にちょっと戻りたいと思いますので。
2番目の質問と、3番目の石田委員の、助言の2のバックグラウンド及び同じ助言の2のどこに期待するのかというようなことですけども、これ主査への質問かと思いますので、よろしくお願いしま

す。
○阿部委員　先に、源氏田副委員長のご質問に答えさせていただきます。
　おっしゃるとおり、こちらのほうですが、DFRに記載することというのがちょっと抜けておりまして、私のほうでも、今日、抜けているっていうのを気がついたんですけど、ご指摘ありがとうございました。
　それから、石田委員のご質問なんですけれども、おっしゃるとおり、非常にこのあたり細かくなっております。というのは、回答表のNo.の9というところに基づいて、この助言を書いておりますが、そこの回答欄をご覧いただくとわかるのですけれども、非常に詳しくお書きいただいております。
　で、こちらの中で、特に次のページのこのあたりにご説明をいただいているんですが、ここの3行目のあたりに流域全体の面積というところに具体的な数字が出ております。
　冒頭申し上げましたように、この案件についての影響というところで、どこまでを範囲とするかといった点について、この非常に広い流域もその範囲として入るのか入らないのかといった点について、私は質問にご回答いただく前は、これらの数値、あるいはこれらの位置関係など、この非常に大きい地域であったりを、具体的にいくつかの数値を挙げて影響がない、この影響は軽微であるというご判断、ご認識をされているということが理解できませんでしたので、こういったような具体的な数値、あるいは広い流域といったものがあるので、この影響が軽微であるという認識に至ったということを、ぜひDFRのほうにはお書きいただいて、明らかにしていただきたいというふうに考えております。
　そして、付け加えて、こちらの9番の回答の冒頭のところに35、75という番号があるんですけれども、こちらのほうでも同様に大変詳しくご回答をいただいておりまして、いくつかの点では細かいところでは違っておりますけれども、概要において、同様の大変広い地域であるということ、で、先ほど申し上げました面積ですとか、作付面積の変化というパーセンテージなどでお書きになっておりますので、せっかくこのようなデータや数値の把握があるのであれば、ぜひDFRに書いて、影響の軽微であるという認識に至ったという根拠を明らかにしていただいたほうが、今後の環境影響配慮の、例えば項目ですとか実施方法ですとかといった点で、読者にとって、あるいは案件関係者にとって、理解が進むのではないかなという意図を持って、詳しく書かせていただきました。
　もし何か項目的にまとめても大丈夫というようなところがあれば、教えていただきたいと思います。
　すいません、長くなってしまいました。よろしくお願いします。
○林委員長　ありがとうございました。
　この点について、石田委員、源氏田副委員長、よろしいでしょうか。
○石田委員　委員長、ちょっとお聞きしたいんですが、阿部主査の詳しい説明ありがとうございました。
　それで35番を見ると、農薬のことが書かれてます。だから、恐らくご心配なされているのは、農薬とか、toxicな物質の流入だと思うんです。それと同時に取水量ということが、やはり懸念されているということで、そういったところが恐らく論点なんだろうなというふうには考えました。ありがとうございます。

それでやっぱりどうしても想起されて、思い起こしてしまうのは、この1、2か月、8月、9月から、運用面の見直し進めて、私もほぼ全てのワーキングに参加させていただいてるんですけども、スコーピングの段階で上がってくる情報の少なさっていうのが、一つはここに出てるんじゃないかなっていう気がしました。これはあくまで個人的感想です。

阿部主査、ご説明ありがとうございました。

以上です。

○林委員長　ありがとうございました。

ということで、特に助言への修正提案とかはないということでよろしいですか。

○石田委員　私からは特にありません。ありがとうございます。

○林委員長　はい、ありがとうございます。

源氏田副委員長の修正、DFRのほうで入れるということですので、それはいいのかなと思いますけど。

じゃあ続きまして、小椋委員、よろしくお願いします。

○小椋委員　はい、阿部主査、どうもご説明ありがとうございます。

助言のちょうど阿部主査がお書きになった社会配慮のところで、ちょっと教えてください。

この意図されるところは、灌漑施設の水路上にある、ライトオブウェイ(ROW)に抵触するであろう施設、そこに施設があれば、それは移転補償してくださいね、ですとか、案件概要説明にもあるように、幹線水路上に建設された建築物の事例、具体には、テントを張った商店のような写真もあるのですけれども、そういったところを移転収去する時には正当に補償しましょう、という意図で汲み取ってよろしいでしょうか。

○林委員長　はい、ありがとうございました。

続きまして、山岡委員、お願いできますか。

○山岡委員　はい、山岡です。

私は助言の5番目です。ここには、女性、出稼ぎ等による積極的な参加と、参加負担が軽減されるようにという、これが並列で書かれてますが、一般的に積極的な参加と参加負担軽減っていうのは、これはなんかこれだけ見ると矛盾するようなことではないかと思うので、もうちょっとこの参加負担については、どういう内容なのかを書かれたほうがいいのではないかと思いました。

以上です。

○林委員長　はい、ありがとうございました。池上さん、中の方ですか。

○池上　はい、谷本委員が挙手されてます。

○林委員長　はい、じゃあ谷本委員、よろしくお願いします。

○谷本委員　はい、谷本です。

主査に二つのコメントと一つの質問をさせてください。

まず第1はコメントで、全体事項の二つ目の助言案の2行目。これ、トンレサップが生きるという前提のもとで、ちょっと修正されてはということなんですけども、生物圏という言葉がありますけども、これはもっと広く意味での生態系に修正してはいかがですかということです。

それからもう一つ、その後で影響は軽微であるという認識についてと。この認識についてというのは、認識のもとでというふうに修正したほうがいいと思います。これは主査に決めていただけれ

ばと思います。
　そして、最後のところ、これもコメントなんですけども、実施の有無を判断と。これは、実施するのか、あるいは実施しないのかの判断というふうに修正されたらいかがですか。
　それから、次は質問なんですが、助言の3の1行目の水収支の計算というふうに書かれてます。これ、灌漑・排水事業ですから、水収支っていうのはよくわかります。で、計算するのは、これ以外に、いわゆる水利、これは田畑の灌漑などに水を利用するということで、これは大きな計算の対象になります。それから水理、水と理科の理、これは水の流れとか、水の抵抗、あるいはその圧力の損失ということで、これも灌漑・排水事業では非常に重要な計算の対象なんです。
　それから最後、ちょっとくどいですけども、先ほど肥料という言葉、農薬という言葉がありました。灌漑・排水事業では、水質っていうのは非常に大きな、やっぱり対象なんです、計算の。物理的、化学的、生物的な水の性質をどう計算していくか、捉えていくかということです。
　ですから、水質の中では水に溶解している物質、そういうものもありますし、それから濃度に関しては、水温、それからpH、電気伝導度、EC、そしてBOD、CODなどの項目がやっぱり計算測定の対象になるというようなことだと。すいません、長くなりまして。
　最後は、助言の4の3行目、補償についての認識を調査し、とありますけども、この認識は、理解の程度というふうに修正したらいかがですかと。
　これは全て、今申し上げたのは、阿部主査の判断にお任せしたいと思います。
　以上です。
○林委員長　ありがとうございました。
　では、小椋委員からのこれは、主査へのご質問ということですか。
○小椋委員　はい、そのとおりです。
○林委員長　主査、いかがでしょうか。
○阿部委員　小椋委員、非常に重要なご質問ありがとうございました。
　この案件の中で、かなり重要な点かなと私は捉えておるところなんですけれども、こちらの政府用地として扱われている土地で、いろんなことが行われているという部分なんですけれども、こちらは報告書によりますと、貯水池及び貯水池周辺のエリアが政府用地とされたことがあり、そこで耕作をずっと続けている人々がいるというところなんです。
　で、先ほどの谷本委員からのご指摘があった補償についての認識という言葉が、この助言の3行目にございます。で、この認識という言葉は、ここの政府用地に住んでいる方々が、ずっと耕作をしているわけですけれども、もし政府、何をもって政府というかっていうのは、その方々に聞かないとわからないのですけれども、その政府がもしこの耕作をやめてどいてくれと言ったならば、どくという認識をしているということが報告書にございました。
　もし、JICAの方やコンサルタントの方、追加説明等あったらしていただきたいのですけれども。
　その認識というところが、やはりきちんと確認されるべき。一度調査をしていただいたわけですが経済的な補償をするということを前提とした場合に、やはりその認識をきちんと評価をすべきというところで、この認識という言葉も使わせていただいておりますので、できればこの認識のままで残していただいて。これはどちらかというと、補償をどのように認識しているかということではなくて、自分たちが耕作している土地についての、もし政府から依頼があったならば、土地耕作を

やめて返すといったような認識という、特殊性を帯びたことなので、あるいは何か鍵括弧にしたほうがいいのかもしれないんですけれども、そういったことになります。
　こちらで小椋委員の対するご質問のお答えになっておりますでしょうか。
○小椋委員　はい、よく理解できました。ありがとうございました。
　恐らくここには経済的移転というお言葉がないのですけれども、経済的損失っていうのがあるのですね。もう少し平たく言うと、理解としては、農作物補償してあげてくださいねということでよろしいのでしょうか。
○林委員長　これは農作物だけのことを言ってるんですか。
○阿部委員　すみません。そちらのほうは、どのような補償内容になるかということについては、JICAさんのほうで、把握されている範囲でお答えいただけますか。
○小椋委員　文脈から言うと、農作物補償だけじゃないのですよね。仮設構造物もあるので、建物補償もするし、もう植え付けしてる稲作があったら、農作物補償もしてあげてくださいね、という意図なのであれば、理解できます。
○林委員長　はい、ありがとうございます。
　私もちょっとここは文章がなんとなくちょっと取りにくいなと思っていたのが、住民の土地利用の経緯と所有、補償についての認識っていうふうに理解するのか、住民の土地利用の経緯と、で1回切れて、所有、補償についての理解っていうか、先ほど理解とか認識とか、いう話として、土地利用と土地所有の経緯ってそういうことなのか。
　ちょっとその辺があんまりはっきりしないなと思ったんですけども、そこら辺はどうなんですか。
　阿部主査のほうで、よろしくお願いします。
○阿部委員　はい、どこで区切るのがよろしいんでしょうか。
　その当該のページを読んでるんですが、地元農家数名への聞取りによれば、公共事業実施時には補償を伴わずに稲作を中断する必要があるとの認識が双方において共有されている、という言葉がございますので、このあたりの補償についての認識ということも、やはり存在はしているというふうに言えます。
　ですので、3つの事についての認識に、やはりなるのではないかと思います。
　土地利用の経緯、どのように自分たちがその土地を使っているというか、所有しているという認識なのかという点と、それから補償についてはどう考えているかということです。
○林委員長　ありがとうございました。
　そうすると、なんとなく土地利用の経緯と所有と補償は全部3つ並列ということですね。
○阿部委員　はい。
○林委員長　そうすると、と、が間にあると、なんかいろんな読み方ができるなっていう気がしたので、ちょっと工夫していただけるといいかなと思いました。
　ちょっとそこは検討いただいて。
　次、山岡委員からのご質問で、助言の5ですか、これも主査への質問ということですか。
○山岡委員　山岡です。そうです。
○林委員長　はい、じゃあすいません。
　これは積極的な参加と負担軽減措置は矛盾するので、何か具体的なということなんですけども。

この点について何か。
○阿部委員　参加負担が軽減されるというところなんですけれど、実際にどのような負担が生じるかといったようなあたりは、こちらの水利組合を、現在あるものを今後どのように変えていくかというところが、検討はされているのかもしれないんですけども、十分な未来図が見えてきていないといったあたりがありまして、負担はあるだろうけれども、どのような負担かがわからないというところで、参加負担ということが書いてあります。
　で、この意味するところは、現段階においては、特段、女性などや弱者の世帯の使用量を削減するですとか、そういったような何らかの参加を促すインセンティブのようなものは、想定は、まだされていません。
　したがいまして、漠然とした内容の負担となっています。
○山岡委員　山岡ですけど、よろしいでしょうか。
○林委員長　はい、お願いします。
○山岡委員　積極的な参加をすると、少なくともこのために時間は取られるわけで、その分の参加負担ということは増えると思います。
　そういう意味で、積極的な参加による時間的な負担は増えるということは言えると思うんで、それに対して次に参加負担が軽減されるとなると、これは何らかその経済的な負担が軽減されるのか。
　今もご説明はありましたが、もともとその負担の内容がわからないということであれば、どのような参加負担が要求されるのか、それを明確にしたうえで、軽減されるようにするとか、そういうふうに書かないと、助言は割と短い文章で説明することが多いもんですから、ここがちょっと理解できないなということで、質問させていただきました。
　以上です。
○林委員長　そうすると、具体的な助言文章をどう変えたらというご提案は何かありますか。
○山岡委員　山岡です。
　今のご説明で私が理解できるのは、参加する負担を明らかにしたうえで、経済的負担が軽減されるようにというように、私はちょっと理解しましたが、ここは一番詳しい主査によって修正されるのがいいのかなというふうに思います。
　以上です。
○林委員長　ありがとうございました。
　じゃあここ、少し何か修正提案があるといいんですけども、この積極的なっていうのは意味ある参加とか、そういうのじゃ、違う意味になるんですか。
○重田委員　いいですか、重田ですけど。
○林委員長　はい、ここに関連する話ですか。
○重田委員　そうです。農業従事者である世帯の農家水利組合、FWUC、の実態を調査し、参加負担の現状を把握するとか。あとは積極的な参加ができるように支援するとか。
　そういう書き方はあり得るのかなっていう気がするんですけども。
　この農家水利組合の実態は把握する必要があると思います。この文章を読むと、あまり参加率が良くないとか、あとは先ほど山岡委員もおっしゃったように、こういう組合が入るには、やっぱり農家さん、必ず時間取られるんですよ。あと場合によっては、組合の参加費とかそういう負担って

言えば負担もありますんで、その辺を考慮に入れて、この組合の実態を調査し、参加負担が軽減されるように実施機関に働きかけること、そういう書き方はいかがでしょうか。
　以上です。
○林委員長　ありがとうございました。主査、何かご意見。
○阿部委員　はい、ありがとうございます。
　ここの積極的な参加と参加負担っていうところについては、ワーキンググループでも、JICAさんとともにどういう書きぶりにするかというところを、少し話し合いをしたところなんです。
　そしてあともう一つ、この水利組合についての調査というところで、重要なご提案をいただいたんですが、確かに詳しく調査する必要は多分今後もあると思いますが、一定程度は現状でも把握されているというふうに伺っています。
　つきましては、JICAさんの担当者の方、もしくはコンサルタントさんのほうから、この農家の水利組合というところの非常に簡単な概要と、参加負担について、現状でどのような負担が生じるのであろうかといったあたり、おわかりの範囲でご説明していただけるとありがたいです。
○重田委員　重田ですけど、追加情報いいですか。この件に関して。
　私もこの件はシェムリアップの農村の調査、過去にしたことがあるんですけれども、シェムリアップ周辺というのは、かなり出稼ぎ、特に農閑期が。農民が多いんです。で、農閑期はほとんど女性だけになってしまうとか、高齢者になってしまって、男性がいないとか、そういう現状が、コロナ前にはかなりあったんです。
　コロナ感染の時期はそういう海外とか出稼ぎに行った男性農家さんが帰ってきたりはしてるんですけども、やはり出稼ぎに行くことには、収入の面でそういう実態があると思うんで、出稼ぎの状況、それを把握して、女性や高齢者がどのような参加ができるのかっていうことも含めた調査をしたほうがいいと思います。
　以上です。
○林委員長　ありがとうございました。
○池上　事務局、池上です。
　先ほどご質問いただいた点について、こちら事業部のほうからご説明させていただいた後、文章の修文についてなかなかいくつか留意点、ポイントがありますので、事業部のほうで文章を作って、後ほど、ご提示させていただくという形で進められればと思いますが、よろしいでしょうか。
○林委員長　はい、それは今文章いろいろ修正をということで言われてたのが、3、4箇所あると思うんですけど、それについて全てということでよろしいですか。
○小松　東南アジア第二課の小松です。
　今、FWUC、農家水利組合についての現状を簡単にこちらからご説明させていただきます。
　農家水利組合は各地区に配置されておりまして、こちらの地区内の中で、規則やルールが、このメンバーの中で検討や議論をされております。
　なので、この働きかけるっていうところをなぜこのような記載にしたかというと、外部から提案、助言をすることがあまりできないというところが背景にございまして、そもそもFUWCの中で、議論をして、その中でルールを作っていくというのが、この水利組合の中の現状ですので、強い助言はできないんですけども、簡単な、日本の現況の例示、何か事例を紹介するとか、そういうことを踏

まえて、こちらは働きかけるというところをしております。
　で、農家水利組合とは、まさに、今、調査を進めておりまして、この参加負担が軽減されるっていうところなんですけれども、まだどのような負担があるかといったところは、今その調査を含めて、分析、解析をしようと思っております。
　その負担が明確になったとしても、我々からこのようにすべきといった提案はできないというところはご了承いただければと思います。
　こちらからは以上です。
○林委員長　はい、ありがとうございました。
　これについては、積極的な参加と参加負担が軽減されるという、ちょっと並列になっているので、並列でもいいんですけど、積極的な参加が確保されるとともに、参加負担が同時に軽減されるようにとか、なんかそんな感じにすればいいのかなって気はなんかしないでもないんですけども。
　それ以外に谷本委員からいくつかご提案があったところとして、今も議論がちょっと出ているところもあるんですけど、全体の助言の2のところで、2箇所ほどご提案が。
○阿部委員　トンレサップ生物圏のところを、確か生態系というふうに変えてはいかがですかという。
○林委員長　これは固有名詞なんですよね、確か。資料によると、固有の名称として使われているということであれば、そのままかなっていう気がする。
　小松さん、お願いします。
○小松　東南アジア第二課の小松と申します。
　こちら生態圏っていうよりかは、名称でトンレサップ生物圏保護地域という名前になっておりますので、こちらは阿部主査が提案していただいたトンレサップ生物圏、プラス、今、議論になっています保存地域を追記することでよろしいかなと、こちらでは思っています。
○林委員長　はい、固有名詞であれば。
　で、一応ここはトンレサップ生物保存地域の表現を残すか入れるかっていう話がちょっとあったと思うんですけど。
　東（あずま）委員、よろしくお願いします。
○東（佳）委員　はい、すみません。
　私もちょっと調べまして、これはUNESCOのBiosphere reserveに入ってるみたいなんで、それの中に、ほかの周辺地区も入ってるんですから、これをトンレサップ生物圏として、その他（ラムサールも含める）というふうにと、SS事業、そういうものも含まれるというような文言にしたほうがいいと思います。なんでしたら、私がドラフトを書いて、皆さんに手直ししていただくということでも結構です。
　以上です。
○林委員長　ありがとうございます。
　ではちょっと修文案を、また後ほどいただければなと思いますが、小松さん、何かありますか。
○小松　すみません。東南アジア第二課の小松です。
　今ちょっと生物圏、生態系の話になっておりますが、ちょっとこちらで一旦改めて念のため説明をさせていただきたいと思います。資料のほう、地図ありますか。

〇池上　事務局の池上です。調査団のほうからご説明していただきます。
〇志賀氏　調査団の志賀と申します。
　ご質問いただいているトンレサップ生物圏保全地域なんですけれども、今ご説明いただいたように、これがBiosphereのreserveの日本語訳ですので、そのまま固有名詞となっております。
　以上です。
〇林委員長　はい、ありがとうございます。
　ということで、ここはちょっと東（あずま）委員のほうで修文案を出していただけるということで、固有名詞を使いたいということでいいかと思います。
　認識についてということで、認識のもとでというふうにご提案が出てますけども、これについては。
〇阿部委員　すいません。認識した理由を、というのではいかがでしょうか。
　認識した理由を、この様々なインディケーターがありますけれども、具体的に用いて記載することっていう最後のところです。認識した理由を、あるいは、認識に至った理由を。
〇林委員長　はい。
　あともう一つ、ここで有無のところについて、実施の有無を判断したことをDFRに記載することという話について、するのかしないのかの判断みたいな話になってるんですけども、ここはそのままでいいですか。
　それに基づいて実施の有無を判断した。実施するかしないかを判断したというご提案なんですけども。
　ここは谷本委員のほうで、これは実施の有無を判断したことをDFRに記載すること、ここについて少し何か。私はこのままでもいいかなっていう気はしないでもないんですけど。
　何かちょっとこだわりがあるのであれば、お願いしたいんですけど。
〇池上　谷本委員、今、林委員長から何か代替案があればというふうに振られたところですけれども。
〇谷本委員　私は、実施するか、あるいはしないかの判断を、と、修正したらと言ったことですけど、このまま生かすとすれば、実施の有無の判断を、で、したこと、を取っちゃう。判断をDFRに記載すること。
〇林委員長　実施の有無の判断をDFRに記載すること。
　主査、いかがでしょう。
〇阿部委員　谷本委員、ありがとうございます。
　そちらの案を採用させていただきます。
〇林委員長　あとは助言3は、谷本委員の中で、具体的なところで、ここをどう修正したらみたいな話っていうのは、なんかいろいろ水利の話とか、水質の話とかあったんですけど、助言を修正するとしたら、どこかに水収支以外にも、水利調査とか水質調査とか、そういうのも入れるということなんですか。
〇谷本委員　はい、委員長、すみません。
　ここは、私、さっきくどくど言いました。もともと私、灌漑屋なもんですから。ダム造ったり、灌漑・排水やってたもんですから、非常に気になるんですけども、水収支のところから、水利、水の利

用の利、それから、マルポツでいいかな、水理、水の理科、水の理、マルポツ、水質等、等を入れてもいいと思いますけど、入れなくてもいいと思います。の計算等、で最後の等は取るということでいかがですか。
○林委員長　この水利の利は、この利でいいですか。理科の理ですか。
○谷本委員　最初は利用の利で、2番目が理科の理。
○林委員長　二つってことですね。
○谷本委員　はい、で、最後に水質などの計算、で、等を取る。
○林委員長　水質の後ろに等を入れるってことで、計算を行いということですね。
　はい、わかりました。
　これが修正案出てますけども、主査のほうでいいでしょうか。よろしいですか。
○阿部委員　はい、具体的にご説明いただきまして、ありがとうございます。
　私、灌漑のほうについては、本当知識が少ないという状況がありますので、このように書いていただくと大変ありがたいところではあります。しかし、JICAさんのほうからいただいた回答書の中の言葉を、今回、助言案に使わせていただいているというところがございまして、水収支計算という言葉がありましたので、こちらに書かせていただきました。
　調査団の方にお伺いしたいんですけれども、水質というところで、別の委員からも何回か質問があったりもしたんですけれども、こちらのNo.20の回答の元になっている対応方針としては、このNo.20のところに書いてある水収支計算等というところでは、今、谷本委員が具体的にお伝えいただいたような事柄で調査を行うというところになりますでしょうか。
　これ、ちょっと確認なんですけれども、お答えをお願いいたします。
○林委員長　はい、JICA、お願いします。
○小松　ありがとうございます。東南アジア第二課の小松です。
　オンラインの広田様、こちらの件に関しまして、お答えいただけますと幸いです。
○広田氏　はい、まず水理と水質、ちょっと別の専門家で話をしますが。
　まず水理です。理科の理の話で、ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、いわゆる構造物、施設を計画して、その概略設計においては、水理がどういうふうに変化するかっていうことで検討はいたします。
　ただ、これはあくまでもその施設の点の、その周辺の影響ということで、この助言の下流っていう大きい話とは、ちょっと違うというようなイメージがありまして、助言はあくまでもその広域の下流域への影響ということで、それで水収支というところを取り上げました。
　で、水利、利用の利に関しては、下流と関係しているので、ここはいいんですけども、水の流れとかいう理科の理の水理のほうは、ここではちょっとニュアンスが違うので、外していただければというのが、私、コンサルタントの意見ではあります。
　で、水質に関しましては、環境の北尾のほうからちょっと説明をいたします。
○北尾氏　調査団の北尾と申します。
　水質ですが、いわゆる、今pH7.0だったものが7.5になるでしょうとかいうような、定量的な計算は非常に難しいので、例えば、今こういう状況で、畑面積が増えるから、多分こういう項目が増えるでしょうなどの定性的な予測は述べることは可能なんですが、今5mg/Lだったものが10mg/Lになる

という具体的な数値を挙げて、DFRに記載するというのはちょっとできかねますというのがご返答になります。
　以上です。
○林委員長　はい、ありがとうございました。
　ということで、水理を外したいのと、計算等の等を残すって、そういうことのご提案ということですか。
　谷本委員、いかがでしょうか。
○谷本委員　理科の理を使うのは、やはり何らかの構造物を造られますよね。ですから、構造物を造れば必ず水の流れが変わってきますし、それからヘッドロスとか、そういうふうなものも出てきます。
　ですから、私はやっぱり理科の理のほうも使っていただきたいと。
　それから水質は、私、何が一番怖いかというと、肥料・農薬、特に農薬なんです。それから、日本でも大問題を起こした窒素問題、イタイイタイ病、重金属、カドミウムとか、この辺はここではないと思いますけども、やはりそういうふうなものを、電気伝導度で調べておくのか、あるいは、BODがどうなのか、CODがどうなのかというようなことで、計算がどれくらいできるかっていうのはありますけれども、測定する時のやはり一つの考え方として、調査団に持っていただければと思います。
　以上です。
○林委員長　ありがとうございました。
　ということで、水理は残したいと、で、計算は等を残すということでいかがですか。
　予測するのはちょっと難しいけども、なんかちょっとできることをやるっていう感じで、等を残すので。
　鎌田委員、お願いします。
○鎌田委員　鎌田です。すみません、自分の助言じゃないところに差し出がましいんですけど。
　これ、阿部先生の意図はあくまで水の量、流れの関するコメントなのかなと思っていて、水質を加えるのであれば、ちょっと後半のほうも変えないと文章に齟齬が出ないかなと思った次第です。
　ここはちょっと阿部主査のこの助言の意図として、私としては水の量であると理解していたんですけど、いかがでしょうか。
○林委員長　はい、阿部委員、よろしくお願いします。
○阿部委員　鎌田委員、ありがとうございます。
　私の意図としては、水の量のところを関心を言っております。
　で、水質というところについては、助言の1のところで、適正使用に関する指導についてというところが書かれておりますけれども、この背景といたしましては、これらの物質による汚染による水質の変化というところが、助言委員会でも非常に皆さんが熱心に関心を持たれて議論をされておりまして、水質検査が行われるというところを把握をしております。
　以上です。
○林委員長　ありがとうございました。
　ということで、水質系は助言1のほうで取り扱いたいという、そういうことですね。

谷本委員のほうから、よろしくお願いします。
○谷本委員　1で農薬・化学肥料の適正使用に関する指導についてって、こういう助言案が出てます。
ですから、3のところは、水収支の計算、要するに水収支とはウォーターバランスですよね。どんだけ入って、どんだけ出ていくかと。
そのTL地区の下流域への影響に関して、TL貯水池の整備に関して、ウォーターバランスがどうなのかっていうようなことだけで。だからここは、影響について、私が提案しているような計算を行うことと、で、そこで切って、その次に営農を通じた生計に支障のない放流量を把握しということで、この計算等を行い、のところで切ると、言葉を。
で、行を変えるなりして、そして、あるいは助言を一つ立てるなりして、営農を通じた生計に支障のない放流量を把握し、というふうにされてはいかがですか。
以上です。
○林委員長　ご提案として、水利・水質は残すと、計算等を行う、ということで、1回文章を切るということですよね。
阿部主査のほうでご提案いかがでしょう。
○阿部委員　水質については、別途調査が行われるというふうに伺っておりまして、水質調査を行う地点についての資料などもいただいておりまして、ですので、ここで水質を助言として取り込むかどうかというところは、ちょっと想定はしていなかったんですけれども。
さらにそのように水質調査が行われるということに基づいて、水質についてご質問等されていたワーキンググループの担当の委員の方からも助言という形では出ていなかったと思うのですけれど、ほかの、鈴木和信委員はいかがお考えでしょうか。
○林委員長　はい、鈴木和信委員、お願いできますか。ここなんですけど。
○鈴木（和）委員　鈴木です。ありがとうございます。阿部主査、ありがとうございます。
さっき鎌田委員がおっしゃったとおりなんですけども、この阿部主査のNo.9っていうのは、報告書の64ページ、これ水源確保のところなので、やっぱりこれ水の量だと私も理解しております。
ですから、この水の利用とか、水質のところは、この文脈から、多分、阿部主査の当初の考えとちょっと違うのでっていうところで、やっぱり私はこの水質とか水利、そのあたりの文言は削除されて、あくまで水資源の確保という文脈で、調査団のほうからも収支を計算したうえで、ぶらぶらぶらというご回答いただいているので、そのようなほうがよろしいかなと思います。
以上になります。
○林委員長　ありがとうございました。
ちょっとここ、いろいろ意見があるんですけど、山岡委員とか小松さんとかは、これに関連する話ですか。
はい、じゃあお願いします。
○山岡委員　はい、山岡です。
この代替案の今の3番ですけれども、下流域への影響についてというふうに書かれるんで、恐らく水質とか、水利の検討もいるんではないかというような、ここに繋がっているような気がしますので、ここの下流域への影響というのは、あくまでも話聞いてましたら、流量の話なので、下流域への流量について、あるいは、下流域への適正な流量についてはと、いうふうに限定してはいかがでし

ょうか。
　以上です。
○林委員長　その場合は水収支の計算等を行いというふうに繋がるということですか。
○山岡委員　そうです。そういう影響を流量に変えることによって、それ以外は原文どおりの表現にしてはどうかと、こういう意見です。
○林委員長　はい、ありがとうございます。
　小松さん、この件ですか。
○小松　はい、すみません。
　オンラインで参加されている広田様から、委員のほうにご質問があるというところで、マイクをいただきました。
　広田様、どうぞよろしくお願いします。
○広田氏　はい、ありがとうございます。
　今、いろいろ先生方が言われたように、この水理、理科の理です。水の流れの違いというところが、やはりここの代替案の検討で、スコーピングのところで議論されていた趣旨と違っていたので、ここを特に入れなきゃいけないというところで、下流域の範囲って、ここで非常に広い範囲のことを示したんですけども、構造物の点、その点の周辺だけの水理の状況の変化っていうことを計算で求める必要があるという認識なのか。
　もっと広い範囲で、非常に下流の遠いところまで計算をするっていうことを、ご希望されているのかっていうことを確認させていただきたいと思いました。
　以上です。
○林委員長　はい、ありがとうございます。
　谷本委員、ちょっと何名の方からか、意見等が出てますけども、いかがでしょう。
○谷本委員　はい、谷本です。
　代替案検討のところの助言の3が、流量だけに限定するということならば、水収支、ウォーターバランスの計算で等を取ってしまう、計算を行いというふうにしたらいいと思います。
　で、1のところで、農薬・化学肥料の適正使用ということをあれしてますから、ここのところはちょっと主査なり、担当委員の方で、水質のところをもう少し具体的にここで書き込んで、最終的な対応方針をDFRに記載することというふうにしていただいたらいいと思います。
　それから、理科の理はそういう意味では取っていただいて結構です。問題ありません。
　以上です。
○林委員長　ありがとうございました。
　ということで、代替案3の助言については、下流域への影響の流量について、ということにして、水収支でそのまま原文を生かして、ご提案として、1のほうを水質系の話を加えたいということですけども、どこに加えればいいですか。
　主査のほうから何かご提案ありますか。
　鎌田委員、もしくは鈴木委員でもいいんですけども。
○鎌田委員　委員長、よろしいでしょうか。鎌田です。
○林委員長　鎌田委員、はい、お願いします。

〇鎌田委員　水質なんですけど、私がその論点に絡めて、供用時の水質、温度とか、貯水池の水質のモニタリングがないということを質問させていただいて、JICAさんからの回答について納得はしたところですが、工事時の水質の調査は全ての場所で恐らくやる予定になっているので、水質調査を実施することというような助言は不要なのかなと思っていますので、入れるとしたら、どう絡めるか、今、いい文章が思い浮かばないです。

以上です。

〇林委員長　小松さんのほうで、何かコメントですか。

〇小松　すみません、ちょっと戻ってしまうんですけども、代替案検討の3番のところで、計算などっていうところの、などは消しても問題ないので、消すということでいかがでしょうか。

水収支の計算を、で問題ないかなと思います。

以上です。

〇林委員長　これについては、原文がなどは入っているので、あえてここで消さなくてもいいかなっていう気はしますけども、どちらでも。

1のほうについて、水質の話で、ちょっとなんか修文案を、鎌田委員か、鈴木委員か何かのほうでご検討いただきつつ、ちょっと戻って、助言の2のKBA、トンレサップ生物保存圏、ここで東（あずま）委員がご検討いただいていると思うので、修文案、何かご検討いただいたのとかありますか。

〇東（佳）委員　すいません。だいぶ前に送りましたけれども。

〇林委員長　チャットですか。ちょっとお待ちください。

〇東（佳）委員　結局意味するところは、トンレサップBiosphere reserveっていうのが一番大きな枠にあって、その中にほかの二つ、3つも、含まれていると。

今ちょっとUNESCOのカンボジアのウェブサイト見たんですけど、プロジェクト地域、ぎりぎり入ってるかなというようなところです。

というわけで、JICAの定義に従って、ちょっと書き直してみました。ご検討ください。

以上です。

〇林委員長　ありがとうございます。

ということは、地下水への影響というところから、認識のところまでを、このご提案のものに少し変えてはどうかということのご提案ですけども、いかがでしょうか。

主査のほうでいかがですか。

〇阿部委員　はい、ありがとうございます。

そうしますと、この固有名詞は使わず、新たにトンレサップ生物圏という、別の固有名詞を使うということになるかと思うんですけれども、そのあたりでの報告書との統一性ということについては、大丈夫なんでしょうか。大丈夫であれば、こちらの今のトンレサップ生物圏という言葉を使わせていただきたいと思います。

〇林委員長　はい、ありがとうございました。

ちょっと一つだけ、軽微である認識のところは、原文では軽微であるという認識になってるんですけども、それはそちらでもいいですか。

ここについては、JICAさんのほうで、言葉の統一について、見解をお願いできればと思いますけども。

〇小松　東南アジア第二課の小松です。
　こちらの助言案2のほうにつきまして、調査団のほうからもコメントがありますので、マイクをお渡しさせていただきます。
〇志賀氏　調査団の志賀でございます。
　書いていただいている案なんですけれども、トンレサップ生物圏というのが、生物圏保全地域という意味合いであるのであれば、その中にKBAとかラムサールが入っているものでもないので、並列して書くとか、ちょっと工夫がいるかなというふうに思っております。
　以上です。
〇林委員長　ありがとうございました。
　東（あずま）委員の見解としては、生物圏という中にラムサールサイトとKBAが入っているというUNESCOのトンレサップの生物圏、そういうことですか。
〇東（佳）委員　そういうことです。もし仮にJICAのほうが、あるいは調査団のほうがそういうご見解であれば、JICAのご見解に従います。
　以上です。
〇林委員長　その場合だと、生物圏保存地域という小さいエリアとKBAは、並列であるという認識かどうかって、そういうことですね。
〇東（佳）委員　はい、そういうことです。
〇林委員長　もし固有名詞を使うんであれば、正確な固有名詞を加えてということで、ここに出てる修文案でということなんですけど、いかがでしょうか。
〇東（佳）委員　東（あずま）です。私はそれで異存ございません。
〇林委員長　ありがとうございます。
　小松さん、なんかコメントありますか
〇三戸森　JICA本部、三戸森でございます。
　助言案の2については、この下流のKBAとトンレサップ生物圏保存地域への影響は、という記載で、異存ございません。
　以上です。
〇林委員長　ありがとうございます。
　助言1について、鈴木和信委員、ワーキングに出ていただいている、からご提案が出てますので、チャットのほうで。
〇鈴木（和）委員　農薬・化学肥料の適正使用に関する指導についてって、今、原文があると思うんですけども、そこに水質への影響把握に関するっていうのを足すってことです。
　以上でございます。
〇林委員長　ありがとうございます。
　ということで、水質への影響把握に、というのを追加というご提案が出てますけども、皆さん、よろしいでしょうか。
　小松さんですか。
〇小松　東南アジア第二課の小松です。
　助言案1につきまして、調査団のほうからちょっと追加でコメントがありますので、マイクをお渡

しします。
〇志賀氏　調査団の志賀でございます。
　ただいま鈴木委員からいただきました助言案の記載内容につきなんですけれども、水質への影響把握に関する指導については、農家に対しては行いませんので、こちらを入れてしまいますと、ちょっと話が変わってきてしまいますので、修正を改めて考えていただきたいなと思っております。
　なお、ご指摘いただいている水質の調査自体は行いますので、そことの文脈と併せてご検討いただければと思います。
〇林委員長　ありがとうございました。
　鎌田委員ですか。お願いします。
〇鎌田委員　はい、鎌田です。
　今のJICAさんのコメントも受けて、また、谷本先生のご指摘は、水質をちゃんと調査するようにという意図があったと思うので、皆様の意図が反映されているかわからないんですけど、前提条件として、現状の使用量と水質を把握したうえで、対応方針をDFRに記載するという修文はいかがでしょうか。
　今ちょうどチャットに書きました。
〇林委員長　この現状の使用量と水質について把握したうえで、という文章を加えるということですね、間に。
〇鎌田委員　そうです。それ1文加えただけです。
〇林委員長　ちょっと入れていただいてもよろしいですか。
　こういう修正のご提案が出てますが、いかがでしょうか。
〇池上　審査部事務局です。
　こちらのほうJICA内で検討したところでは、この文章で全く違和感ないということで、先にお伝えさせていただきます。
〇林委員長　はい、わかりました。ありがとうございます。
　では、その他の委員の方もこの修正でよろしいですか。
　阿部主査、お願いします。
〇阿部委員　はい、私もこちらの文章で、異存ございません。ありがとうございます。
〇林委員長　じゃあ、いくつかご提案が出て修文されてますので、最初から確認いただいて、これでいいかどうかということで、全体事項の1番ですけども、赤のように修正いただいてます。これについて、よろしいでしょうか。はい、わかりました。
　じゃあ助言の全体事項の2番目ですけども、これについても若干いくつか修正がご提案されてますが、これでよろしいでしょうか。
　はい、小松さん。
〇小松　はい、東南アジア第二課の小松です。
　すみません、助言案の2につきまして、後段、またから始まる文章は、前段で、具体的に用いてDFRに記載することと書いておりますので、実際DFRには記載するので、ここの最後の文章は、削除してもよろしいのではないかというところで、今調査団の方と検討しておりますが、いかがでしょうか。

○林委員長　はい、主査のほうでどうでしょう。いかがですか。
　また以降を削除しても、意味は変わらないということがご提案なんですけども。
○阿部委員　はい、評価の有無というのは、ここに書かなくてもわかるということになりますので、大丈夫です。ありがとうございます。
○林委員長　一応削除するとご提案が出てまして、これで確定するかどうかということなんですが、ほかの委員の方もよろしいですか。
　はい、じゃあ助言の2のほうは、今、修正提案があったものを含めて確定ということにしたいと思います。
　代替案の助言の3番目、これは特に流量にフォーカスをしてということで、水収支の計算の等を取るということなんですけども、こういうご提案出てますが、ほかにこれでよろしいでしょうか。
　はい、じゃああありがとうございます。
　助言の4は、今の現時点では、小椋委員から質問は出てましたけども、文章このままでいいんでしたっけ。ちょっとよく覚えてないんですけど。
○小椋委員　これは林委員長もおっしゃってたように、ちょっと文章を解読するのに少し時間を要するというか、端的に言うとわかりにくいんで、もし可能でしたら、修文されたらいかがかなというふうには思いますが、特に、これはもう阿部主査にお任せはしたいんですが、土地登記簿の関係とか補償の関係、ちょっと文脈がわかりにくいなとは思います。
　でも、お任せします。
○林委員長　ありがとうございます。
　私も若干いろんなふうに意味が取れるような文章にはなっているのかなという気はしてはいるんです。どうでしょうか。
　阿部主査のほうで、何かちょっとわかりやすく。
○阿部委員　住民の土地利用の経緯と所有、補償についてという、この3つが並んでいて、これが全てこれらについての認識を調査し、ということになって、ここのあたりが特にわかりづらいというご指摘あったんですけども、経緯や、というふうに、とをやに変えてはいかがでしょうか。
○林委員長　土地利用の経緯と、土地の所有。この所有っていうのは、土地の所有状況のことを言ってるんですよね。
○阿部委員　そうです。
○林委員長　で、補償は土地が収用された場合の補償についてということ。で、それに関してなんか認識が住民の方々があるかということですよね。
　だから、それが3つ並列されているかどうかということが、わかりやすくなっていればいいのかなっていうことなので、所有の後にカンマがあるよりは、及びとか。及びその補償についての認識を調査し。
○阿部委員　そうですね。及びですね。
○林委員長　及びとか、補償についてのそれらに対する認識を、とかってやれば、3つなんだね、みたいな感じに。ちょっとくどいですけど。
　それらに対する認識を調査し、みたいな。それらの認識でもいいかもしれないですけど。
　ちょっとこんな感じで誤解がない形になりますか。ちょっとあれですけど、いかがでしょうか。

〇阿部委員　住民のという部分を、それらのというところに変えてはいかがでしょうか。
　住民のというのをとって、住民の認識にするというところでいかがでしょうか。
〇林委員長　記録に残っているので、記録を見ればわかるんですけど。
　要は3つが並列になっていればいいってことですよね。
　とりあえず、これでいかがでしょうかというご提案ですけども、ほかの委員の方々もこれで意味が通りますでしょうか。
　じゃあとりあえずこれで、助言の4については。
　で、助言の5なんですけども、ちょっと私、わかりにくいと思った、供与による農家間とジェンダー間のっていうのは、この供与っていうのはODAの供与という、そういう意味ですか。
〇阿部委員　そうです。ですので、本案件実施というふうに言い換えることができるかもしれません。あるいは案件による。
〇林委員長　で、もう一つ、ちょっとすみません、日本語で申しわけないんですけど、農家間の中にも差があって、ジェンダーの中にも差がある。その二つ並んでるっていうニュアンスなのか。
　農家間とジェンダーっていうことではないんですよね。
〇阿部委員　最初の、一つ目のご理解のほうです。
〇林委員長　はい、わかりました。
　農家の間でもあって、ジェンダーの中でも経済格差があってという、そういう両方ですね。
〇阿部委員　はい。と、の後ろに点を打つというのはいかがでしょうか。
〇林委員長　はい、農家間とジェンダー間って、なんかその違うこと言ってるので、その経済格差ではないかなっていう気がするんですけど。
　この積極的な参加と参加負担が軽減する。なんかちょっとご提案があったような気がするんですけども。
　ここはいろいろ山岡委員とか、なんかちょっと矛盾しているんじゃないかということで、ご提案があったような気がするんですが。
〇池上　審査部事務局です。
　この点について、JICA側から1点提案があります。
〇林委員長　はい、JICAさんのほうでなんか考えられるんでしたっけ、ここ。
〇三戸森　はい、地域部の三戸森です。
　提案と言いますか、先ほど議論してた点として、このFWUC、農家水利組合への積極的な参加が確保されるとともに、参加負担が軽減されるように実施機関に働きかけること、と議論していたかなと思ったので、ここで共有をいたします。
　以上です。
〇林委員長　確保されるとともに、参加負担が軽減する。
　一応こういうご提案が出てますけども、よろしいでしょうか。
　主査のほうで、何か。
〇阿部委員　はい、JICAさんのほうで、この確保という言葉で、大丈夫ということであれば、こちらのほうでお願いします。
〇林委員長　はい、わかりました。

○重田委員　重田ですけど、1点いいですか。
○林委員長　はい、どうぞ。
○重田委員　先ほど農家水利組合、このFWUCの情報がちょっとまだわからないっていう状況で、やはりカンボジアもいろんな組合とかたくさんあるんですけれども、NGOがやっている組合もあるし。だからちゃんとした実態があるっていうことは、もう調査を踏まえてるっていうことなんでしょうか。
　それで、そこに積極的な参加を呼びかけるっていう、そういうニュアンスでよろしいんでしょうか。組合もいろいろあると思いますんで、やっぱりそこはどこまで把握されているのか。そこは大丈夫ですか。
　JICAさんに答えていただいたほうがいいんでしょうか、これはどうですか。
○林委員長　JICAさんの小松さんのほうから、お答えお願いします。
○小松　はい、東南アジア第二課の小松です。
　今のご理解のとおりで、もう既にFWUCのほうの調査は進めておりまして、現時点で存在をしていることと、こちらに対してのソフトコンポーネントも含めて強化をするというところは、本案件で検討対象に含まれておりますので、こちらのFWUCのほうはその認識でいいかなと思っております。
　参加負担の軽減につきましては、負担をまず明確にする。何を負担なのかというところが今の状況だと、詳細にわからない。これからの調査を踏まえて、そこの詳細な情報が出てくるというところと理解しておりますので、参加負担が軽減というよりは、参加負担を明確にしたうえで、軽減をされるように実施機関に働きかけることというような書きぶりはいかがでしょうか。
○重田委員　はい、主査のほうが良ければ、私はそれでいいと思いますけれども、いかがでしょうか。
○阿部委員　はい、今のご提案で、非常に明らかになっておりますので、そちらでお願いいたします。
○林委員長　ありがとうございました。
　ここについては、こういうご提案が出てます。
　長谷川委員、何かコメントが。
○長谷川委員　はい、すいません。
　今の表現なんですけども、だんだん複雑な表現になってしまいまして、先ほど、矛盾がある並列の表記になってる、つまり、積極的な参加、それから、参加に伴う負担という、二つが矛盾した位置づけになっているというようなお話もあったんですけども、それは別にして、目指すところは積極的な参加ということで、それができない理由、それをまず明らかにすべきだという話もありましたけども、その理由を取り除くということのほうが、一番のやることだと思うんで、例えばちょっと私が考えた文案としては、このFWUCへの積極的な参加に伴う負担が軽減されるように、という非常に単純な言いぶりにしてしまっては、ちょっと乱暴すぎるでしょうか。
　積極的な参加に伴う負担が軽減されるようにと、こう言い方をちょっと思いついたんですが、よろしくご検討ください。
　以上です。

○林委員長　ありがとうございました。
　下にちょっと書いていただいてますけども、積極的な参加、の先が、に伴う負担が軽減されるようにということで、今並列になっている文章をくっつけるようにして、負担を積極的な参加に関係するというものにしてしまうというご提案ですけども、いかがでしょうか。
　山岡委員、お願いします。
○山岡委員　はい、私、小松さん、JICAのご提案がわかりやすくていいなと思います。
　もともと私もこういう意図で、発言もさせていただいた経緯がありますし、指摘させていただいたのは、積極的な参加をすると、それによって少なくとも時間的な負担が間違いなく増えるわけです。
　その一方で、参加負担が軽減されるようにっていう、こういうふうに続いてしまうと、結局その次の参加負担がいったい時間以外の例えば経済性とかになるわけで、そこが明記されないと理解できないなってことで、指摘させていただきました。
　そういう意味で、その参加負担を明確というところが追加されたので、これだとよく理解できると思います。
　以上です。
○林委員長　ありがとうございました。
　会場からですか。
○清水谷委員　はい、清水谷です。
　このステークホルダー協議・情報公開の、この5番の部分で、一つ確認をさせていただきたいんですけれども、通常ステークホルダー協議というのは、今回の助言委員会の後に開催されるものだと思うんですけど、実際には、そういう社会的弱者の人たちの意見を、どうやって見つけ出すかという、拾い上げるかというところが、キーだと思うんですけど、今この5番で助言されているのは、実際にこういうFWUCに参加していれば、供用時であったり、実際にそのメンバーに入ることで、格差の是正が行われるというような意図に聞こえるんですけど。
　そうなると、もともとのステークホルダー協議のために、そういう社会的弱者からの意見をどうやって入手するかというところの助言と、何か直接的に合ってないような気がするんですけど。
　それから、もう1点は、その5番の1行目の供与による農家間とジェンダー間の経済的格差拡大を回避するためという、経済的格差というところについても、これは何か社会的格差というところも含めてもいいのではないかという、二つの確認をさせていただきたいんですけど、私の理解が不十分なのかどうなのか、ちょっと皆さんとしては、何かこの辺どういうふうに思われているのか、ご意見いただきたいです。
○林委員長　これは主査に対する質問ということでよろしいですか。
○清水谷委員　はい、お願いします。
○林委員長　じゃ阿部主査のほうからお願いします。
○阿部委員　はい、ありがとうございます。
　このステークホルダー協議・情報公開というところなんですけれども、いただいてた報告書のところで、110何ページか。
　すみません、ちょっとお時間いただいていいですか。

○林委員長　はい、じゃあ論点のほうに行きますが、論点は特にご修正のご提案はなかったということで、これは確定したいと思います。

最後の助言の5のあたりですけど、若干二つ提案が最後のほうの書きぶり出てるんですけども、山岡委員のご提案のほうだと、参加負担が時間以外のものも入ってるというか、そういうものを明確化してるというようなことなので、時間以外の要素も含めてということで、積極的な参加に伴う負担が軽減されるようにということだと、経済的な部分に少し限定されるんじゃないかということなので、今、本文に書かれているご提案のほうがということなんですけど、長谷川委員もそれでよろしいですか。なんかやっぱり下のほうがよろしいですか。

○長谷川委員　長谷川です。

負担にはいろんな種類があって、もちろん経済的以外なものももちろんあるんですけども、その前段のほうに経済的に脆弱なとか、女性が世帯主であるとか、出稼ぎに云々かんぬんとか、その負担の、ほぼ予想できるような背景がこの前段のとこに書いてあるもんですから、それらを全部含んで負担を軽減するようなというふうな、最後の単純に負担という言葉だけ置き換えても、その前段のほうでその内容を伺わせるようなことをいろいろ言ってるんで、このぐらいシンプルにしてもいいかなと思った次第ですが、先ほど山岡委員、そのほか言われたようにもうちょっと詳しくここに書いてもいいかなという気はします。

以上です。

○林委員長　ありがとうございました。

でも、いずれにしろ、参加負担を明確にしたうえで、が軽減されるよう、になってるので、これは何か入れないと、負担が、とかにしないとおかしいですよね。

で、あと、清水谷委員からご説明がありましたけども、経済だけども、社会的格差、そういうあたりもということなんですが、ワーキングの意図としてどちらでしょうか。

はい、阿部委員、お願いします。

○阿部委員　はい、こちらのほうでは経済的格差のほうを重点としております。

清水谷委員がおっしゃるように、この経済的格差から社会的な格差もさらに広がるということが考えられますけれども、こちらでは1行目の後半から並べて書いておりますように、経済的に脆弱な農家というところと、この様々な主体が、の経済的な面を強調してございます。

そして、追加的な説明になりますけれども、このステークホルダー協議というところになんで入っているかということなんですけれども、思い出したんですが、私のもともとの質問は、回答のところの71番なんですけれども、この水利組合に関して、71の私の質問の一番最後のところを見ていただくとわかるんですけれども、SHMでは触れないのでしょうかというところを聞いておりまして、そこでステークホルダー協議の内容というところで、質問をしたというところが、もともとの発想になります。

で、元から、今の助言内容を発想したわけではありませんで、維持管理という面と、このような、今、助言案に書いてあるような様々な脆弱な弱者の主体の方々がどのように管理するのか、あるいは、先ほどから出ていますように、この組合に入った場合のお金の話、組合に入ってお金を払う必要があるのか、ポンプにかかる電気代ですとか、そういったものなんですけれども、そちらについて、説明があるのだろうかというところを聞いたのが、もともとの趣旨なんです。

したがって、ステークホルダー協議・情報公開というところに入ってしまっているということなんですが、確かにこれ清水谷委員のご指摘のように、このタイトルの下だと、適切ではないということは、今になってとても思います。

となってくると、これをまたどこに入れるかというところになりますけれども、運営維持管理ですとか、社会配慮というところになるということですか、そうすると。お答えになっておりますでしょうか。

こういう経緯があって、そのままこのタイトルのところに入ってしまっていたということです。

○林委員長　はい、ありがとうございました。

ということは、社会配慮ですか。これを消してしまうということで、4番に引き続いて、社会配慮に位置づけてはどうかというご提案ですが。

清水谷委員ですか。

○清水谷委員　阿部主査、どうもありがとうございました。

ご説明の内容でよく理解できました。またご意見のように、社会的格差についても、ご説明を聞いたので、特にこれは必ず付けないといけないということでもないと思いました。

それから、5番についても、内容自体は重要なことだと思うんですけど、先ほどの説明あったように、社会配慮のほうの項目に移されるということでも、座りが良くなるのではないかと思いました。ありがとうございました。

以上です。

○林委員長　ありがとうございました。

ということで、5番については社会配慮に移すということと、今赤字で示されているような提案で、一応阿部委員の下に書いてある、ちょっとここは消していただくという形ですか。こういう形で、助言の5を確定させていただきたいんですけども、よろしいでしょうか。

○小松　東南アジア第二課の小松です。

調査団のほうから少しコメントがありますので、失礼します。

○志賀氏　調査団の志賀でございます。

5番についてですけれども、もともとの文面で、積極的な参加と、参加負担をっていう、並列に並んでいて、で、それらが実施されるように、実施機関に働きかけることと両方かかっていたんですけれども、今、修文していただいた内容を見ますと、負担が軽減されるように、だけが働きかけることにかかってしまっているのかなと思いましたので、それが両方に、参加が確保されるということも働きかける、負担が軽減されるということも働きかけるというふうな意味合いであるというふうに理解するのですけれども、その内容で間違いないか確認させてください。

以上です。

○林委員長　ありがとうございます。

そうすると、参加負担を明確にしたうえで、これらの負担が軽減されるように、でカンマで切るぐらいな感じですか。それだと微妙な感じですけど。

一応これ両方という意味ですよね。両方に読めるとこは読めるんですけど。

ここについて少しコメントがある方はよろしいですか。

私の理解では、一応両方が実施機関に働きかけるにかかっているというふうに理解していますが。

鈴木克徳委員、お願いします。
○鈴木（克）委員　はい、鈴木です。
文章整理上の問題だけなのですけれども、3行目の積極的な参加が確保され、ってところでもカンマにして、また以下という、明確にしたうえでの後のカンマをなくすと、どちらも最後の実施機関に働きかけることにかかるような形になるのではないかなと思ったので、提案させていただきます。
以上です。
○林委員長　されカンマ、うえでこれらの負担軽減されるようにカンマ、ということですね。
ちょっとこれ、日本語の問題なんですけど、これでよろしいでしょうか。ありがとうございます。
では、これで一応助言は確定させていただきたいと思いますが、よろしいですか。ありがとうございます。
じゃあこれで一応、今回のカンボジアの件の助言と論点の確定をさせていただきます。
ちょっと時間が押してきちゃってるんですけど、ここでちょっと休憩したほうがよろしいですよね、JICAさんのほうで。
○池上　はい、事務局です。できれば16時15分ぐらいまで、休憩を。
○林委員長　はい、では、9分ほど、休憩ということで、16時15分に再開ということで、よろしくお願いします。
阿部主査、ありがとうございました。
○阿部委員　ありがとうございました。

16:06 休憩
16:15 再開

○林委員長　では議題の4番目、ガイドライン運用見直しということで、第2回ワーキンググループの結果説明ということですが、これは私が主査をやりまして、参加いただいた委員の方が、石田委員、小椋委員、重田委員、柴田委員、鋤柄委員、鈴木委員、二宮委員、長谷川委員、原嶋委員、山岡委員の11名ということでございます。
私のほうから、説明をさせていただきますけれども、全部細かく見ていると時間もあれなので、かいつまんでご説明させていただきます。
8月31日に行ってございます。一応テーマが不可分一体、派生的・二次的影響、累積的影響の解釈と要件についてということで、大きくJICAの運用方針と、後段が主な提言ということになっておりまして、提言のほうは、運用方針には入らないんだけれども、委員からいろいろ出た意見等で、ディスカッションされたポイントということになっております。
ですので、今回議論していくのは両方なんですけども、運用方針として直接関わるのがJICAの運用方針と書かれていることでございます。
不可分一体事業、まずですけども、これについては、定義は基本的にはFAQで用いているものを使うということですけども、少しいろいろ議論があるので、そういうものについては、個別の事業のみで判断がつかない場合は、計画、機能、構造等、事業影響を多面的な視点から評価を行うとか、いろいろ、直接かつ大きく関連しているか、同時期の実施が想定されるかといった、そういった考慮して検討を行うということになってございます。
次、続きまして、派生的・二次的影響ということですけども、これについても定義はFAQを採用す

るということで、ここでは、JICAが協力を行う対象との因果関係が説明できる内容・範囲であることを前提として、まず念頭に置くと。いうことで、計画されていないが予測可能な開発による影響や、ここで生物多様性が特出しされてますけども、生物多様性に与えるプロジェクトの間接的な影響等を、そういったものも含めて、合理的な範囲で影響範囲を設定する。で、この合理的っていうのは、後でちょっとまた出てきますけれども、少し議論があったところでございます。

続きまして、具体的な調査・予測・評価の方法論の確立ということですけども、結論から言うと、いろんなものがあるので、引き続き事例を積み上げて検証を行う必要があるということです。で、またここで合理的な範囲で影響を確認するという合理的という言葉が使われております。また後で出てきますけども。

続きまして3つ目が、影響の範囲のところですけど、想定できる場合、リスクの大きさ、因果関係・予見可能性、ガイドラインの効力に基づき、JICA・相手国等の影響力に応じて、評価深度との対応策を変えると、そういうようなものでございます。

で、最後に累積的影響ですけども、同様にFAQの定義を採用するということと、こちらでIFCのいくつか事例が挙がってますので、そういうものを参考にするということと、それをもとにこれを参考にしつつ、科学的な懸念及びまたは影響を受ける地域社会からの懸念に基づいて、一般的に重要であると認識される影響については評価を行うと、そういうようなものになっております。

で、具体的な調査・予測・評価の方法論ですけども、累積的影響については、いろいろ様々なものがあるので、事例を積み上げていくことが必要だねということになっています。

また、ここでまた合理的という言葉は出てきてますけども、合理的な範囲内で影響を確認するということと、先ほどと同じようにリスクの大きさ、因果関係・予見可能性、JICA・相手国等の影響力に応じて評価深度と対応策を変えるということ、あとは、IFCのGood Practice Handbookなどを参考にするというようなことが、JICAの運用方針として掲げられている、整理されているものです。

その次に引き続いて、主な提言ということで、これは運用方針にも入らなかったんですけども、少し議論があったというような点について挙げてございます。

そもそも、3つの概念についての分類、関係と基本軸について、少し曖昧性がまだ残っているということで、JICAの不可分一体事業の定義と、他の国際機関で用いられている概念の定義との関係を少し整理したほうがいいんではないかというようなことです。

Associated Facilitiesという概念が世銀等で使われているということなので、この考え方とJICAの不可分一体事業の定義と少し違いがあるということで、少し混乱が生じているのかなというようなことがありますということと、不可分一体事業による影響、派生的・二次的影響、累積的影響は個別事業だけの問題ではないので、スコーピング段階から周辺事業や生態系全体を視野に入れる必要があると、具体的な例を示すことで、もう少し明確化したほうがいいのではないかということです。

3番目。ここでまた合理的っていう言葉が出てきてますけども、ガイドラインの中でも結構使われているんですけども、今回も運用見直しで使われているので、この辺の解釈をどうするかっていうのを、事例を積み上げるべきであろうというようなご提案が出ているということです。

めくっていただいて、三概念該当後の対応の明確化ということで、この3つの概念のどの段階で検討・判断するのか、また、判断に当たって考慮する要素を整理すべきであろう、ということです。

次のこれも、影響の範囲や環境アセスメント調査の手順などを具体的事例ももとに示すべきであ

るというようなことです。
　あと3番目は、関連するJICA事業の事例を確認し、これまでの経験や教訓を体系的に整理することで、案件形成、審査に活用すべきであるということです。
　その次に、モニタリングの必要性とその限界についてということで、これはモニタリングに関連はしてるんですけども、モニタリングの重要性を再認識すべきっていうような話と、二つ目がモニタリングの実施体制、役割分担、モニタリングの実施期間をより明確化する必要があるということと、もう一つは時間的・人的・予算的制約がある中で、事例を積み重ねながら、合理的な範囲において、モニタリング計画を見直す時期・条件、追加調査や追加対策を講じる基準、モニタリングを終了する判断基準を検討し、得られた結果を緩和策や事業計画の改善に反映するというようなことです。
　最後には正の影響です。正の影響の取り扱いを適切にすべきだというようなご提案が出ているということで、こういうご提案が、JICAの運用方針の見直しということで出ております。
　今回、11名、ご参加いただいてますので、参加いただいた委員の方から、補足説明があればお願いしたいと思いますけどもよろしいでしょうか。
　ではこのJICAの運用方針及び主な提言についての議論を始めたいと思いますが、何かご意見ある方は、挙手お願いできればと思います。
〇池上　林委員長、会場で谷本委員が手を挙げられています。
〇林委員長　はい、お願いします。
〇谷本委員　はい、委員長、ちょっとすいません、非常につまらんことですけども、1ページ目のAの不可分一体の事業の二つ目のパラグラフで、付帯施設っていう言葉がありますけども、これ、恐らく2ページ目のAssociated Facilitiesを直訳されたと思うんです。施設という言葉でいいんですか。これだけ、ちょっとご検討ください。
〇林委員長　これはほかに出てきましたっけ、付帯施設。文章のほかのところではどういうふうに使ってますか。
〇安元　ほかの文章では、付帯施設は、出てきているのは、今の投影しているご指摘の1ポツ目だけになります。
〇林委員長　ここの1箇所だけですね。じゃあご提案としては付帯施設より。
〇谷本委員　委員長、付帯事項にしたらどうですか。
〇林委員長　はい、事業ですか。
〇谷本委員　事項。ファクト。施設だとどうしてもなんか建物的な構造物的なニュアンスに聞こえるんで、付帯事項という言葉にしたらいかがかなと思います。
　以上です。
〇林委員長　これについて、ご意見ある方は。
〇山岡委員　山岡です。よろしいでしょうか。
〇林委員長　はい、どうぞ。
〇山岡委員　第2回のワーキンググループの資料では、Associated Facilities、これは世銀及びADBでの定義での説明が付いてるんですが、その時に付帯施設という形でJICA側は訳されてるので、それでここで付帯施設という言葉を使ってるんだと思います。
　いわゆる、前回のワーキンググループの資料においては、Associated Facilitiesの訳を付帯施設と

いうふうに定義しております。そういう意味で私は付帯施設でいいんではないかと思いますが、ここでは付帯施設で、後でAssociated Facilitiesは出てきますので、これがイコールだということを明記しておいたほうがいいのかなというふうには思います。

以上です。

○林委員長　はい、ありがとうございます。

JICAさんのほうでオフィシャルな翻訳ではどちらを使われてるんですか。今の話だと、Associated Facilitiesの場合は付帯施設と訳してるっていうことでよろしいですか。

○西井　はい、JICA審査部の西井でございます。

付帯施設、Associated Facilitiesと訳させていただいているのが今までの慣例でございます。なので、今、山岡委員がおっしゃったように、これがイコールであるということはもう少し明示してもいいかなというのは、ご理解のとおりかと思います。

この議論の背景だけ若干簡単にご説明させていただくと、結論としては、Associated Facilitiesの定義が不可分一体の事業にも適用されるべきだろう、少なくともその定義を参照して、考えるべきだというのが議論の結論でした。

もともと経緯として、不可分一体という言葉が先に来ておりまして、前回のガイドライン運用見直しの時に不可分一体という提案がNGOから来て、不可分一体という言葉が入った後に、その定義を議論する中で、世銀とかほかのドナーのAssociated FacilitiesやIFCの定義を参照しつつ、FAQが改定されたという経緯があったので、言葉としては、今ガイドラインに使われてるのは不可分一体なんですけれど、定義に関しては、ほかのドナーが使っているAssociated Facilitiesの考え方を導入すべきだというのが議論の流れでした。これを、今回の結論に表現したかったので、ここはあくまで固有名詞であるAssociated Facilitiesのことを指したいということでございます。なので、訳としては、不適切かもしれないですが、同じものであるということは表現できればなと思います。

○林委員長　はい、ありがとうございました。

ということは、ここにAssociated Facilities（付帯施設）、普段から施設として訳されているのであれば、付帯施設のほうが継続性はあるかなとは思いますが、谷本委員、いかがでしょう。

○谷本委員　付帯施設で了解しました。

それでせっかくですから、付帯施設、で、括弧でAssociated Facilitiesというふうに入れていただいて、付帯施設はAssociated Facilitiesの定義というふうにしたらいいと思います。

で、2ページ目のほうに同じような言葉がありますから、そこも直されたら一緒に。2ページの後半です。三概念のところの一つ目のパラグラフ、そこも同じように直されたらいいと思います。

いかがですか。

○林委員長　はい、ありがとうございます。

ここについては、不可分一体のほうと三概念のほうで、言葉を統一したほうがいいと思うので、ここではAssociated Facilities、で、括弧、例えば付帯施設。他の機関で用いられているのは英語ですので、英語が先で、（付帯施設）のほうが適切かなという気がしますけども、一応ここと両方を揃えたほうがいいかなと思いますので、ちょっとこんな形で、JICAさんの西井さんの説明でも、他機関の概念が先にっていうことですので、Associated Facilities（付帯施設）という形のほうがいいかなって気はします。そんな感じでよろしいですか。

じゃあほかに何か質問等ご意見等あればと思いますけれども。
長谷川委員、お願いします。
○長谷川委員　はい、ありがとうございます。
中身については特に異議はないんですけども、主な提言の中に、図らずもモニタリングについていろいろな提言が今回出てきました。それで第5回目の見直しワーキンググループの時にはモニタリングがテーマになるんですけども、ここに出てきたようなこと、今回は派生的とか二次的とか間接的な影響に絞った提言ではあるんですけども、かなり直接的影響とも共通したようなものもあります。
ということで、モニタリングの回のワーキンググループのメンバーが事前にいただいた資料の中には、今回のモニタリングのものは今日協議してるので出ようもないんですけども、この部分は全然事前資料の中には含まれてないんですけども、このあたりはやはり念頭に置きながら、次のワーキンググループへの準備をさせてもらっても構いませんでしょうか。
この辺、JICAさん、お聞かせください。
以上です。
○林委員長　はい、ありがとうございます。
じゃあJICAさんのほうから、共通要素もあるということなので、取り扱いは重なる部分あるんじゃないかということなんですけど、いかがでしょう。
○池上　はい、審査部事務局、池上です。
まさにモニタリングのワーキングについての資料を先週お送りさせていただいたところです。で、こちらのほうである程度議論する範囲については絞らせていただきましたけども、もともとのテーマ設定として、非常に広い範囲でのモニタリングについて議論をさせていただくことを趣旨としておりますので、お送りさせていただいた資料に関連性があるほうが非常にありがたいんですけども、それ以外の、今、今回のテーマに上がっているような議論についても、質問・コメントのような形で入れていただいて、もちろん差し支えございません。
ただ、当日の議論の中では、こちらのほうが提案させていただいた議論のところを、基本的には中心とさせていただければと思っております。ご理解いただければと思います。
○林委員長　ありがとうございました。
いずれにしろ、少し、どっちにしろ横目に見ながらということだと思うので、そのように取り扱いをすればいいかなと思います。
その他、ほかにご意見ありますでしょうか。
一応これは今日で、このワーキンググループに、特にJICA運用方針は確定ということになりますけども、その観点で少しご意見等あればと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。
では今ご指摘あったのが、付帯施設のところでの言葉尻ですけども、それ以外は特にないということでいいですか。よろしいですか。
じゃあこれで、ガイドライン運用見直しのワーキンググループ2、不可分一体、派生的・二次的影響、累積的影響への解釈と要件については、お認めいただいたということにしたいと思います。ありがとうございました。
引き続き、次はモニタリング結果の報告ということですが、JICAさんのほうで資料の説明をお願

いできますでしょうか。
〇池上　はい、審査部事務局、池上です。林委員長、ありがとうございます。
　これから資料のほうを投影させていただきますけども、投影の準備しながらお話しさせていただきます。
　半年に1回のこの報告、当方から報告するのは6回目となりますが、1件1件のモニタリング状況や進捗状況について、詳細把握していただくという趣旨ではございませんで、この機会にモニタリングの全体的な状況、進んでるのかどうかについての概況をお伝えできればと思っております。
　通常最長で15分程度を想定しておりますとお伝えし15分で終わらせておりますが、今16時38分でここから15分というのも恐縮ですので、極力簡潔に説明させていただければと思っております。
　今投影しております資料について、資料の仕組みや見方について毎回ご説明させていただいておりますけども、これも毎回若干質問を受けておりますし、また、9期から参加いただいた委員もいらっしゃいますので、今回も簡単にと言っても4分ぐらいかかります、ご説明させていただいて、その後、資料の上のほうから順に、はしょりながら説明するという形で進められればと思います。
　まず、こちらの資料の対象ですけども、2010年ガイドラインを制定してから開始されたカテゴリA案件を、基本的には古いほうから順番に左端に番号を付けて並べております。ですので、この1枚目、今見えている画像については、合意文書締結から10年以上経ったような古い案件となります。ページをめくっていくと、最後のページには、この半年に新しく立ち上がった案件二つが並んでいるという形になっております。
　ただ、途中で掲載が漏れていた案件を追加したり、そういったいろいろな経緯もありますので、必ずしも順番が綺麗に並んでいるわけではなくて、そこの点はご理解いただければと思います。
　また、以前は対象を有償案件に限っていて、無償案件をしっかり含めていなかった時期もありました。それを後から入れていきましたので若干順番がずれる結果に至っているところもございます。
　真ん中あたりにモニタリング結果公開合意の有無、〇×が書いているところございますけども、こちら皆様の多くはご承知のとおり、モニタリングレポートについては、一般的な環境・社会影響についてのレポートと、RAPに関するレポート、進捗状況の報告を分けて取り付けております。
　そして案件を開始する時点では、この環境・社会一般のとRAPの両方について、それぞれ実施機関と公開できるか、JICAでホームページで公開していいかどうかの公開合意を取り付けているという状況でございます。
　この点、前回までの資料では、今回と違って、環境面のレポート、社会面のレポートという言い方をしていましたが、これについてわかりにくいという、誤解を招くというご指摘がありまして、実際に内容はRAP以外かRAPかで分けておりますので、前回の、長谷川委員からだったと思いますけど、指摘を踏まえて、今回、環境・社会、RAPを除く、とRAPに分けて記載しております。
　この公開合意の〇×の状況ですけれども、これも毎回ご説明していますけど、1ページ目見ていただきますと×になっている、すなわち公開してはいけないと先方の合意が取れなかった案件が多い中、これもページをめくっていくと、これがどんどん〇のほうが増えていくというところがご理解いただければと思います。
　こちらガイドライン2010年に制定してから、積極的に公開合意を取り付けるような働きかけは実施機関に絶えずしてきたところですけども、これを積み重ねてきたことによって、だんだん公開合

意が取れている件数、割合が増えてきたというふうにご理解いただければと思います。

実際、この資料の一番最後に、この半年間に締結されたインド案件が2件並んでいますけど、こちらのほうはRAP以外もRAPも両方とも公開合意が取り付けられているという状況でございます。

あと細かい点、2点ほどありますけども、RAP面のモニタリングレポートのところで、例えば1ページ目ですと12番のウクライナですけど、影響なしと書かれているところがございます。これはどういった案件かと言いますと、もともと実施機関が所有している土地の中で、全て事業が完結するので、RAP、土地収用などは発生しないというものについて、これは影響なしというふうに整理しております。12番、31番、47番のこの3件でございます。

それから、右側のほうに移りまして、一番重要なところですけども、情報公開済みの最新のモニタリング結果、ここについてご説明させていただきますけど、ここが、この半年間で取り付けられたレポートについては、その対象期間を赤字で示しております。

それ以外赤字になっていないところは、これらの案件の中で一番新しいモニタリングレポートがいつの時期のが公開されているかを示しているところでございます。で、この赤になっているところが多ければ多いほど、案件のモニタリングレポートの公開が進んでいるというふうにご理解いただければと思います。

ここも注意事項がございまして、こちらのほう、RAPのところについて灰色に塗りつぶしているところがございます。これは土地の収用については、案件の初期段階と言いますか、始まる前に行われることですので、RAPについては完了しています。ただし、一般的な環境・社会面でのモニタリングは続いているという案件については、まずRAPのほうはとっくに終わっていますよという意味で、ここ黒字で灰色に塗っております。

こちら1番、10番、21番、30番、32番ですけど、例えば1番のベトナムの南北高速鉄道の案件においては、これもう10年以上古い案件ですけども、RAPの部分については2016年第3四半期で、これでモニタリングの必要性がなくなったので、ここで終わっています、という意味で、これがそれ以降、モニタリングレポートは出る必要があるのに出ていないという意味ではございませんので、この点、誤解ないようにしていただければと思います。

すみません、長い前置きになりましたけど、中身のほうに移らせていただきます。まず、資料の一番上から説明させていただきます。

1番のベトナム案件については、環境・社会面、RAP面、両方とも公開合意が取れておりまして、非常に古い案件ですけども、環境・社会面について今年の第2四半期、非常に新しいレポートが公開されております。

ここでいう第2四半期というのは日本の会計年度ではありませんので、こちらは2026年の4月から6月まで、非常に新しいレポートが取り付けられたというふうにご理解いただければと思います。

ここから先、2番、3番、5番、6番、エジプト、フィリピン、インド、ミャンマーのティラワについて、公開合意が取れているのに、ここが赤字になっていない、残念ながら、この半年は更新がなかった案件が並んでいます。

ただ、これも別に3年4年出ていないというわけではなくて、2025年、1件2024年もありますけど、1年前、2年前ぐらいのレポートは公開されているという状況で、いずれにせよ、これらについては今後モニタリングレポートの取り付けを鋭意行っていければと思っております。

そして今、4番飛ばしましたけど、4番と7番、こちらバングラデシュ2件です。ダッカ都市交通とマタバリについてで、これは環境・社会もRAPも公開合意が取れておりません。これについては毎回ご説明しておりますけど、以前のバングラデシュ案件は、公開合意がなかなか取れないケースが非常に多かったんです。これについては、最近変わりつつあるというのは、前回、前々回もご説明したとおりでございます。

8番のほうに移りまして、エルサルバドル、サンミゲル市のバイパス案件。これらは最新とは言いにくいですけども、昨年第1四半期の環境・社会のレポートがようやく公開されたという状況です。

9番、10番については残念ながら動きなしということで、11番、カンボジア、5号線。非常に重要な案件ですけども、環境・社会の今年第1四半期、3月までのレポートが公開されております。

1ページ目最後ウクライナですけど、ウクライナの現状はご承知のとおりですので、事業を進められていない、事業停止中という状況で、モニタリングレポートも今、新たに提出はされていないという状況でご理解いただければと思います。

13番、14番、フィリピン案件並びますけれど、公開合意が取れているけれども、2025年末のレポートで止まってしまっているというのは、残念な状況ですけども、これも鋭意取り付けを進めていきたいと思っております。

15番のケニア・タンザニア連系送電線事業。こちら確かAfDBとの協調融資だったかと思います。これは公開合意が取れていないので、レポートは公開されておりません。

16番、インドのレンガリ灌漑事業。これは前回半年前にご報告した時に、残念ながら3年ほどレポートが更新されていませんという残念なご報告をさせていただきました。当時は確か2023年第1四半期までレポートが公開され、それ以後止まっていたんですが、ここは久しぶりに今年の3月までのレポートが無事に提供され、公開されたという状況でございます。

17番のインド、アーメダバードについて公開合意がもともとないというところです。18番のケニア、オルカリア、これは一昨年から昨年にかけて、重大な変更について全体会合でもご説明させていただきましたので、記憶に新しい案件かと思いますけども、一旦完了している事業については、2021年度の第2四半期まで報告書はきっちり提出されて公開されています。そしてまた追加と言いますか、重大な変更でさらに建設するものについては、また始まった時点で新たにモニタリングレポートを取り付けると、そういった状況となっております。

19番のバングラデシュについては公開合意なしで、20番のインドについては動きがございません。

21番、インド、ムンバイ湾横断道路。RAPのほうは既に終了しておりますけど、環境・社会モニタリングが続いておりまして、こちらのほうは昨年末までの分が公開された状況でございます。

22番のコスタリカ、ボリンケン。こちら公開合意、環境・社会だけですけども、非常に新しい6月までのレポートが公開まで至っているという状況です。

23番です。こちら2023年第2四半期までの報告が公開されて止まっているように見えますけども、これは3年間放置されているというわけではありませんで、いくつかのポーションに分かれている案件でして、その元の案件のところ、初期に実施していた事業については一旦完工しており、この部分についてはモニタリング期間中いっぱい、2023年第2四半期までしっかりと報告がされていた状況です。

そこから先、コンサルタント調達をして、また新しい工事を始めますという状況になっておりま

すので、その新しい工事については、進捗に合わせて、これからモニタリングレポートを再度取り付けるという状況になっております。

24番のミャンマー、ティラワ。6番でもティラワはあったかと思いますけど、対象区域が違いまして、こちらは公開合意が取れている環境・社会面の報告は、昨年末分までの公開で止まっているという状況でございます。こちらのほうは、この半年については、動きがございません。

25番、インド、グジャラート。これも割と古い案件ですけれども、いろいろ経緯がありまして、なかなか進捗状況が思わしくなくて、まだコンサルタント調達手続中ということで、まだモニタリングレポートは取り付けこれからっていう状況になっております。

26番のフィリピン。こちらはフィリピン、カビテ州の洪水です。こちらは昨年第3四半期のレポートが公開されて以降、この半年動きございません。

27番、インドネシア、パティンバン港について、最新とは言えないですけど、環境・社会、RAPともに去年末2025年第4四半期分まで公開が確実に進んできました。

28番、フィリピン案件については公開合意ございません。

29番、マニラ首都圏地下鉄事業は、こちらは環境・社会、RAPともに比較的新しいレポートの公開、昨年末までのは来ているという状況です。

それから、30番のインド、北東州。これはRAPが2019年になっていますけど、これはRAP関連のところはとっくに終わりまして、環境・社会だけモニタリングを続けているということで、この半年は残念ながら動きがございませんでした。

31番のバングラデシュ、鉄道の案件については環境・社会は公開合意なしで、社会面は影響なし。

32番、インド、ムンバイ・アーメダバード。こちら両方公開合意があって、1年前のレポート公開されていますがですけれども、この半年は残念ながら動きはありませんでしたという状況でございます。

33番、この辺インド案件が続きますけども、インド、北東州道路のフェーズ3。こちらは環境・社会、RAPともにこの3月末までのレポートが提出され、公開に至っております。

34番のインド、トゥルガ揚水は公開合意なし。

35番のウガンダ、アタリ流域。これは前回4月に私のほうからこのモニタリング報告した際に、その直後に個別案件のモニタリング報告もさせていただいたので、ご記憶にある方もいらっしゃるかと思いますけども、その報告後も、今年6月までのレポートが提出されて、しっかり公開されたという状況でございます。

そして36番、インド、チェンナイメトロ。こちらも順調に環境・社会、RAPともに今年に入ってからのレポートが公開されております。

そして37番のインド、チェンナイ周辺環状道路。こちらは比較的新しい2025年末までのレポートが公開されていますけれど、この半年は動きがありませんでした。

38、39、フィリピンが続きますが、38のパッシグ・マリキナ、39、南北鉄道。どちらも昨年のレポートが公開されてから、この半年は動きなし。

そして40番、41番はバングラデシュですので合意なしという状況です。

42番のケニア、モンバサゲートブリッジ。公開合意があって詳細設計中でまだ建設進んでいないのですけれども、用地取得自体は進んでいますので、RAPのレポートは、今から提出されて2025年

第3四半期のところまで、公開されている状況でございます。

そして、43番のウズベキスタン。これ毎回なんですけども、最新すぎるぐらい最新のレポートが毎回提出され、公開されております。こちら26年の第2四半期まで公開が進んでおります。

そして次44番、ケニア、モンバサ。RAPに関し、今年の第2四半期、これも新しいレポートが公開に至っております。

45番、インド、北東州フェーズ4。こちらは環境・社会面、RAP面、順調に今年第1四半期、3月までのレポートが公開されております。

46番のエチオピアの道路改良事業。環境・社会面、RAPともに今年第1四半期、3月までのレポートが公開に至っております。

47番のブラジルについては、これは用地取得ないのでRAPのほう関係ないんですけども、環境・社会について昨年までのレポートを公開しました。

で、48番、このあたりからだいぶ新しい案件となっております。48番、フィリピン、セブ-マクタンについてはまだコントラクター契約まで至っていないので、レポートも取り付けと段階に達していないという状況です。これから取り付けを行っていくところです。

49番、バングラデシュ、ダッカ都市交通。これバングラですので、公開合意なし。

50番、インド、デリー高速鉄道については、環境・社会のみ公開合意がありまして、昨年第3四半期までのレポートが、ちょっと最新とは言えないですけども、レポート1年以内のが公開されたという状況です。

それから、51番のインド、北東州。環境・社会面について動きなしですけども、RAPについては、今年3月までのレポートが公開されましたという状況です。

52番、インドのベンガルール・メトロ、フェーズ2。昨年の第3四半期のレポートから動きがございません。

53番がインド、北東州のフェーズ6ですが、コンサルタント調達段階、まだこれからというところですので、レポート取り付け作業もこれから発生していくというところで、鋭意取り付けに進めたいと思っております。

54番のウズベキスタンのザラフシャン風力は公開合意なし。

55番、ナイジェリアのラゴス案件。用地取得を始めていますので、RAPのレポートは去年の6月までの公開レポートが出ております。この半年はちょっと提出がなかったので、こちらのほうは、最新のものを鋭意督促したいと思っております。

56番のラオス、モンスーン風力。昨年度、この全体会合でモニタリング報告を実施しましたので、これもご記憶にあるかもしれませんけども、その後、モニタリング報告の後も、去年第3四半期のレポートまでは提出されて公開されたという状況でございます。

57番、インドのパトナ・メトロ建設事業。こちらはまだコンサルタント調達中で、モニタリングレポートこれからという状況です。

58番、バングラデシュ、公開合意なし。

59番のインドネシアのパティンバン港のアクセス有料道路ですけれども、これ、2024年以降、また2年ぐらいはレポートが公開が進んでいなかったんですけど、こちら最新とまでは言えないですけど、2025年末まではなんとかレポートが提出されて公開に至ったという状況でございます。

60番、インド、チェンナイ周辺環状道路。こちらコントラクター調達手続中で、これから環境・社会面、RAP面のレポートを取り付ける段階です。

こちら、フェーズ1のほうは37番にありますけど、昨年末の分までレポートが出ていますので、レポートをしっかり提出できる実施機関だと考えておりまして、先方に働きかけて公開を進めていければと思っております。

61番がインド、北東州案件。北東州案件、フェーズ1からフェーズ7まであります。これは最後のものでして、最新のこの案件についてはコンサル選定中で、まだレポートまで至っておりません。

62番から68番。こちらも非常に新しい案件です。フィリピン、インドネシア、ウガンダ、ブータン、バングラデシュ、アンゴラ。こちら合意文書の署名が一昨年ですとか昨年ですので、今のところ、第8期からいらっしゃる委員の皆様には、審査段階での記憶が新しい案件かと思いますけど、まだ詳細計画中ですとか、コンサルタント、コントラクターの調達中ということで、鋭意レポートこれから取り付けるという段階になっておりまして、ここら辺はレポートの、新しくこの半年公開されたものはございません。

うち66番は、以前にもご報告何回かしましたけど、バングラデシュで、今までほとんどの案件で公開合意が取れていなかった中、ようやく環境・社会面での合意が取れたという案件でございます。実際にレポートが出るところまでは、まだ詳細計画設計中ですので、実際にレポートを取り付けるには至っておりませんが、これはもう時期が来次第、レポートを合意に従って取り付けて公開したいと思っております。

また、69番の南スーダンの件、急にこの件が登場しますが、大変申しわけありません。非常に古い無償案件ですが、過去の一連の資料から漏れていたことに気づきまして、今更ながらリストに追加させていただきました。

冒頭申し上げましたとおり、このリスト、以前は無償案件を全ては記載していなくて、後から載せていったということで、その時にちょっと漏れてしまったというのと、あと無償案件を追加していく段階で、ちょうど南スーダンで治安の関係で事業自体が長期間中断していたこともあり、なかなかこのリストに載せるタイミング失ってしまったというところであります。

こちら今現在も供用中でありますけど、改めて今更ながらですけど、モニタリング段階の報告を、こちら早い段階でさせていただければと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

そして最後、2件です。こちらは本当の意味で新しい案件でございます。70番と71番の新しい案件については、冒頭申し上げましたとおり、両方とも、環境・社会もRAPのほうも公開合意が取れたという状況でございます。

以上、毎回のご説明になっておりますけど、1件1件についてどうこうというご説明というよりも、総括しますと、3、4年前は、2年間レポートが出ていない、3年間レポートが出てない、案件開始時からほとんど出ていないっていった状況が多かった中、当時はコロナの影響もあったと理解しておりますけれども、かなり状況は改善してきたなという状況です。

ただ、前回、半年前にご報告した時から、目覚ましく状況が改善したわけではない、3年前からレポートが止まっていたものが取り付けられましたって報告もありますけども、ただ、半年止まっていますというものもありますので、トータルすると、この半年、改善したとまでは言えない状況でございますので、これについては、今までもご説明しておりますけれども、1個1個の案件において、

取り付け、公開の促進について鋭意取り組んでいきたいと思っております。
　また、先ほどちょっと話題にもありましたモニタリングの運用見直しのワーキング、この事前の準備段階でのご意見でも、モニタリングの公開合意の取り付け、これも積極的に進めてほしいといったご意見、いろいろなところでございました。これももちろん進めているところで、冒頭ご説明しましたとおり、だんだん公開合意が取れるようになってきているというところです。
　ただ、これはバングラの事例もありますが、国によって、特徴的なところもあれば、同じ国でも実施機関次第でなかなか合意していただけないところ、または合意が取りやすいところなどがある。1個1個アプローチを考えて取り組んでいるというところで、ご理解いただければと思います。
　あと、先ほど話題に上がった10/23に予定されているモニタリングのワーキングにも関連するお話をさせていただきます。毎回毎回、これでモニタリングレポートの取り付けを進めますという話をさせていただいておりますけど、これもいろいろな考え方がございまして、他ドナーでは必ずしも四半期毎にモニタリングレポートを提出させるという形を取っていない中で、我々もこのフルスペックのモニタリングレポートを四半期ごとに毎回取り付ける、これが正しいアプローチかというところ、見直していくべきなのかなと考えているところでございます。
　ですので、しっかりしたレポートが年1回提出され、また、四半期ごとには、案件の中で非常に重要な項目、重要な苦情の有無であったり、重要事項についてのところに限定したレポートを取り付けることで、よりタイムリーなレポートが取り付けられるのではないかと、そういった考え方もありまして、運用見直しのワーキングのほうの資料、そういった形でまとめさせていただきました。
　基本的にはモニタリングをおろそかにするというつもりではありませんで、なるべく早く取り付けられるようにしたいという考えで、資料のほうはお配りさせていただいております。あちらのほう、ワーキングの際にはまたご意見いただければと思っております。
　長くなりましたけども、当方からの報告のほうは一旦以上とさせていただきます。
○林委員長　ありがとうございました。
　では、モニタリング結果のご報告ということで、資料をご説明いただきました。
　ご質問等ある方は、挙手お願いしたいんですけども、また3人ずつ、コメントいただければと思います。
　まず長谷川委員、お願いします。
○長谷川委員　はい、凡例のところをいろいろと詳しく、わかりやすく書き直していただいて、本当にありがとうございました。今回は本当にわかりやすくなっております。
　それから、参考まで1点だけお聞かせください。これまでかたくなに公開を拒否してきたバングラデシュが、先ほどもおっしゃってたように初めてRAPじゃなくて環境だけですけども、今回公開に応じたというのは、何があったんですか。もし言いづらいようなところはあるかもしれませんけど、今後のモニタリングの運用見直しで参考になればと思うんですが、何が決めてだったんでしょうか。そのあたり教えてください。
　以上です。
○林委員長　はい、ありがとうございます。
　じゃあ続きまして、鈴木克徳委員、お願いします。
○鈴木（克）委員　はい、ありがとうございます。

まず最初に、JICAの忍耐強い努力というものと、徐々にではありますけれども、公開が進んできていることに対して、モニタリングは非常に重要だろうと思っておりますので、感謝をこの場を借りて申し上げたいと思います。

次にちょっと二つほど質問があるのですけれども、一つは冒頭のご説明の中で、RAPとRAP以外の環境社会配慮というような形で、改めて整理をし直したというお話がありました。例えばIndigenous Peoplesに対しての対応計画みたいなものは、そうするとこの環境・社会配慮というほうに入って、RAPはもう土地の移転の話に限定をされると、そういう理解でよろしいのでしょうかということが1点目の質問です。

もう1点は、先般、JICAと、委員長、副委員長で、ご尽力をいただいて環境社会配慮助言委員会運営に係る共有事項を、9月末に最終改訂をしていただいたと思います。西井課長のお話とも関係しますけれども、その3ページ目で、モニタリング段階の報告等というものがあって、モニタリング段階における説明の資料のイメージとして、全体会合については、JICAが案件の概要の説明を行うこととしており、4ページ目にモニタリング結果概要資料ととしてかなり詳しい内容が書かれています。今回の説明はそれとは別のものであるという認識で間違いないのかどうかご確認ください。

この共有事項の3ページで書かれてるモニタリング段階における全体会合への説明というのは、本日の説明とはまた別に行われるという理解で良いのかどうかについて確認をさせていただけたらと思います。

以上です。

〇林委員長　ありがとうございました。

じゃあ次、小椋委員、お願いします。

〇小椋委員　はい、ご説明ありがとうございます。

私からは質問というか、コメントのようなもんなんで、特に返答は必要ないんですけども。

次回、ちょうどガイドラインの運用で、モニタリングのお話を議論をするので、その場で詳しくは詰めたいと思うんですけれども、RAPとか公開された情報を取り扱われる時に、JICAさんの内部ではある程度、例えば世銀の基準になってないようだとか、基準に照らし合わせて何か物申すようなことがあるんでしょうか。いわゆるグリーバンスがあるないだけではなくて、そういう基準に対してだとか、補償金の水準に対して何か物を申すような場面ってあるんでしょうかという質問です。

以上です。

〇林委員長　はい、ありがとうございます。

じゃあ3人1回区切りで、ご回答お願いしたいんですけど、長谷川委員、鈴木委員、小椋委員から、ほぼJICA、質問ですけどもお願いできますか。

〇池上　はい、事務局、池上です。ご質問・コメントありがとうございます。

長谷川委員からのご質問のほう、バングラデシュがなぜ公開合意に1件取り付けられたのか。すみません、私のほうでも詳細に把握しておりませんで、こちらのほう、確認したいと思っております。

で、ちょっと質問の趣旨とは異なりますけど、1件公開合意が取れた国においては、ほかの実施機関、なかなか公開に合意してくれない実施機関と交渉する際に、同じ国でほかの実施機関は公開合意しているという事実を拠り所にして国として公開すること問題ではないのだから公開してくださいというような形で強く主張できることもありますので、このバングラの件について、この1件が取

れたということは、今後の改善においては大きな一歩なのかなというふうに思っております。この一歩目がどのようにかというところは、私のほうでも十分把握できておりません。申しわけございません。

2点目、鈴木克徳委員からのご質問ですけども、これはRAPかRAP以外のところという区分になっておりますので、Indigenous Peoplesなどについては、環境・社会の社会のほうで含んでいるとご理解いただければと思います。

また、モニタリング報告のところについてもご質問いただきました。今行っているのも半年に1回のモニタリング報告ですけれども、実際に各案件、工事中に実施する時もあれば、供用期間中に実施する時もありますけども、一つの案件1件1件についてモニタリング報告をしている、その際のモニタリング報告とご理解いただければと思っております。

また、小椋委員から、コメント・返事はいらないということでしたけれども、モニタリング結果についてですとか、いろいろなところで問題点がある時には、こちら一般論になってしまいますけども、実施機関に対して、適切な対応を取るようにというふうに指示することも、もちろんございます。

○林委員長　はい、ありがとうございました。

今のご回答で、長谷川委員、鈴木委員、小椋委員、よろしいですか。

○小椋委員　はい、ありがとうございます。わかりました。

○林委員長　鈴木委員、お願いできますか。

○鈴木（克）委員　はい、すみません、鈴木です。

ちょっと確認なのですけれども、ここで環境・社会と書いてあるものの時に、例えば環境配慮に関する報告だけが出てきている時には、これは○になるのですか。それとも環境、Indigenousについて計画を作ってるけれども、Indigenousについては報告が来ていないという時には、これは×になるのですか。その点について確認をさせてください。

○池上　はい、事務局、池上です。

RAP以外のところについては、1個のモニタリングのフォーマットの中で、全て書いていただくようになっていますので、実はモニタリングレポートが出てきた時に空欄がある場合もありますけど、空欄があるものについてはこちらから指摘して、この項目が入っていませんよ、例えば、Indigenous Peoplesについても記載している必要があるレポートが、その点について書かれてないまま出てきましたら、必要に応じその時点でしっかり記載して埋めてくださいというような依頼を出しているという状況です。

逆に環境だけに限っても、あれ、この項目だけデータが抜けている、といった時もあります。そういうのも、あまり厳しく突き返しすぎるとなかなか出てこなくなるという、難しいバランスありますけども、書くべきことが書かれてない時については、そこをコメントして返しているという状況でございますので、ここで○が付いているものについては、一応受け入れられる、公開に至れるものを公開にしているということですので、基本的には必要な事項が書かれているというふうにご理解いただければと思います。

○鈴木（克）委員　ありがとうございます。

○林委員長　はい、ありがとうございます。

あと、長谷川委員はよろしいですか。
○長谷川委員　長谷川です。
すいません、バングラデシュの件、承知しました。
次のモニタリングの運用見直しワーキンググループの時でも、事業部のほうから詳しいものがわかったら教えてください。ありがとうございました。
○林委員長　ありがとうございます。
続きまして、じゃあ鋤柄委員、お願いします。
○鋤柄委員　はい、鋤柄です。
個別の案件で、すいません。5番のインドのムンバイメトロ、地下鉄のRAP関連の報告ですが、これは現在供用中で、25年の第3四半期のRAPは出てきていますけれども、RAPと言いますか、土地の確保自体はもう終わって、供用しているからそうだと思いますけれども、これが網掛けになっていないということは、さらに供用してから何らかの報告があるということなんでしょうか。
私が理解していないだけかもしれませんので、ご確認願えればと思います。よろしくお願いします。
以上です。
○林委員長　はい、ありがとうございました。
じゃあJICAのほうからご回答お願いします。
○池上　はい、審査部事務局、池上です。
この5番のインドの案件についてはおそらく土地収用の後、何か継続している点があり、これについてはRAPに関する報告が2025年第3四半期まで出ているという状況なのではないかと理解しています。すみません、即答できなくて申しわけないんですけども、RAPに関することが様々継続している場合には、このRAP関連の報告が、土地の本格的な収用以降、生計向上ですとか、いろんな関連する事項についての報告が別途提出される可能性もございますので、ひとまずそういった状況ではないかとご理解いただければと思います。
○林委員長　はい、ありがとうございました。
ほかにご質問等ありますでしょうか。なければですが、よろしいですか。ありがとうございました。
次は今後の会合スケジュール確認等なんですが、まだご発言いただいてない先生方もおられますけども、最後に何かご意見等あればと思いますが、よろしいですか。
じゃあ事務局のほうから、今後のスケジュール確認について、説明をお願いします。
○池上　はい、審査部事務局、池上です。
今月のワーキングの予定については、さっき冒頭ご説明しましたとおりで、次回の全体会合ですけれども、1か月後、11月6日の金曜日、14時からを予定しております。こちらのほう、今年度もリモートの参加でももちろん構いませんし、また会議室にご参加いただける方については、会議室にご参加いただければと思っております。
以上となります。
○林委員長　ありがとうございました。
それでは、閉会の前に、最後に何か言い忘れたこととかある方おられますでしょうか。

10月あと3回、ワーキング予定されてますので、またよろしくお願いします。

次回は11月6日予定ということでございます。

今日はお忙しい中集まっていただきありがとうございました。第183回の全体会合を終了させていただきたいと思います。ご参加いただきありがとうございました。

閉会17:10